

第八十七回国会 商工委員会 議 録 第十一号

昭和五十四年四月二十五日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 橋口 隆君

理事 野中 英二君

理事 山下 徳夫君

理事 岡田 哲児君

理事 岡本 富夫君

理事 小川 平二君

理事 鹿野 道彦君

理事 始関 伊平君

理事 関谷 勝嗣君

理事 中西 啓介君

理事 原田昇左右君

理事 渡辺 秀央君

理事 上坂 昇君

理事 田口 一男君

理事 西中 清君

理事 大成 正雄君

理事 出府國務大臣

理事 出席政府委員

理事 通商産業大臣

理事 通商産業政務次官

理事 通商産業大臣官房長

理事 通商産業大臣官房審議官

理事 工業技術院長

理事 資源エネルギー庁長官

理事 資源エネルギー庁次長

理事 資源エネルギー庁公益事業部長

委員外の出席者

商工委員会調査室長

藤沼 六郎君

委員の異動
四月二十五日
辞任 鹿野 道彦君
補欠選任 関谷 勝嗣君
辞任 宮井 泰良君
補欠選任 西中 清君

同日
辞任 関谷 勝嗣君
補欠選任 鹿野 道彦君
西中 清君 宮井 泰良君

本日の会議に付した案件

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出、第八十四回国会閣法第七八号)

○橋口委員長 これより会議を開きます。

参議院から送付されました内閣提出、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡田哲児君。

○岡田(哲)委員 この審議に入る前にちよつとお伺いしておきたいと思うのですが、エネルギー庁の方に一応考え方、見方を聞いておきたいと思うのです。

ナフサが昨年十月―十二月期に比べて、ことしに入って一月―三月期で二五％から四〇％くらい上がっているようでありまして、それからさらに、ある週刊誌で見たのですが、三井物産の石油部長が、今年度を通じて平均二〇％から二三％ぐらい原油が上がってくるだろうというふう言われているわけですね。これが一％上がったら二億四千万ドル、それから二〇％で見ますと四十八億ドルと

いうほど上がるわけですが、参議院の質疑の中で、豊島さんの答弁で見ますと、二・五％ぐらいの影響だということに答弁されているのです。

いろいろ見方はあると思いますが、一体エネルギーとしては今後の原油価格について本年度を通じてどんなようなものになるだろうか、その見通しをまずちよつと聞かしておいていただきたいと思ひます。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

三月二十七日のOPECの会議で、原油が従来の一挙に十四・五ドルという高値の水準に前倒しで上がることになりました。それに伴いまして、従来の四段階のスケジューリング的な値上げによりまして、年間平均で一〇％の値上げということが言われておたつたわけですが、これが前倒し一挙に値上がりということになりました。約一五％程度上がるということになりました。したがって、現段階における見通しをいたしましては、従来の値上り分に対しては大体五割増し程度の水準になるということになります。いわゆる日本本の輸入原油に与えるインパクトをいたしましては、五割増し程度の影響が出るのではないかと、うふうに考えられます。

それから、五十四年度を通じての影響でございますが、これは現在のところ、恐らく六月末になると思ひますが、OPECが総会を開くことになっておりまして、これも既定路線でそういう一た会議が予定に上っております。したがって、ここで再度原油価格の見直しが行われまして、従来どおりのいわゆる一四・五％アップをそのまま確認して継続するか、あるいはさらに上乗せをするかということが決まると思ひます。したがって、年度後半にかけましての原油の値上

がりの趨勢あるいはその影響というのは、六月の総会を待たないと現段階ではちよつとわからない段階でございます。

○岡田(哲)委員 部長、あなたは参議院の答弁で、原油価格の値上りによって一体ガスにどのぐらいの影響が出るだろうか、二・五％という答弁をされているのですが、いまエネルギーの方は六月を見ないといけないと言われているわけですね。わからないにしても、一体どんなような趨勢で進んでいくだろうか、私はちよつと見方が甘いのではないかという感じがするのですが、いかがでございますか。

○豊島(格)政府委員 参議院のとき御答弁申し上げたのは、石油価格が去年の十二月のOPECで大体一〇％上がるということを前提といたしておりました。大体ガスの場合には原料費が三分の一でございますが、その中に国内の天然ガスその他、必ずしも石油にスライドしないものがございます。したがって、大体石油にスライドするのは総コストの中の二五％とすると、それが一〇％上がると二・五％ということになります。その後石油価格の値上りという事ですが、OPECの値上げが前倒しになりましたら二・二％になったということになれば、それは二・二％の二・五でございまして、さらにそれにプレミアムがつくとか、六月以降上がるという事になれば、いまの計算で上がっていく。仮に先生おっしゃいましたように二割だと五％、こういう計算が一応できるかと思ひますが、その辺のところは今後の問題で何とも言えませんが、二・五％というのは一〇％値上り前を前提とした議論でございます。

○岡田(哲)委員 何にいたしましても、これは相当値上がりしてくるだろうというふうに見通しとしてそういうふうな思わざるを得ないのですが、そうやってきた場合、ガス料金の値上げというものについては近いうちにやらなければなら

ぬ、こんな見通しになるのですか、どうですか。

○豊島(徳)政府委員 ガス料金につきましては、大手三社は五十四年度末まで一応据え置くという方針が昨年来立てられておりますが、ただいま申しましたような、原油の値上がりに伴うコストアップというのは避けがたいわけでございます。ただ、そういう状況で五十四年は非常に苦しくなりますが、五十二年、五十三年、五十四年それぞれ為替差益を持っておりまして、その相当部分は吐き出したわけでございますが、その辺のゆとりも若干はあるということ、それからさらに、LNG等一部石油価格に完全にスライドしているというものもございまして、必ずしも全部スライドしないもので価格が決まった、これも今後の動向いかんによつてはまた変わるかも知れません。そういうものもございまして、大手三社については何とか五十四年は、よほどのことがない限りいままでの料金でいけるよう、またいくようなガス会社にもがんばってもらいたい、こういうふうに考えております。

○岡田(哲)委員 今度はがらりと変わりますが、前回のLPガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の附帯決議の中で、第六項に、「一層機能的な行政を行うことができるよう機構、予算、人員等の充実強化を図り、液化石油ガスの保安の確保とその取引の適正化に関する行政を一体的に効果あらしめるよう努力すること。」という附帯決議をつけたんでありますけれども、現在、どんなようにこれが進められておりますか。

○原田政府委員 この衆議院の決議の趣旨にのっとりまして、たとえば予算につきましては、特に消費者に対する保安啓蒙指導という関係で、本年度の予算は昨年度に比しまして二〇%強程度の伸びでございます。

それで、幾つかの新規の事業が入っておりますけれども、たとえば従来は中央紙だけでのPRでございましたけれども、これの中に地方紙を加えるといったようなこともその中に入っております。

す。それから、人員の関係でございますが、御案内のとおり、人員の増加というのは、純増というのはなかなかむずかしいわけでございますが、特にこの御決議を背景にいたしましていろいろ折衝いたしまして、本省ではLP関係につきまして一名の増員、それから地方、これは各通産局でございますが、地方につきましては二名の増というところに相なっております。そういう状況になっておるわけでございます。

○岡田(哲)委員 予算と人員だけいま言われたんですけれども、最も重要だと思うのは、「保安の確保とその取引の適正化に関する行政を一体的に効果あらしめるよう」、これが私ども強く考えている点でありまして、この点がどういうふうになってきているのか。

○原田政府委員 この点につきましても従来からもやっておりますが、この御決議を背景にいたしまして、特に資源エネルギー庁と立地公署局、これにつきまして、保安の関係につきましては特に両者の関係をより緊密にいたしまして、一体となつて保安行政の推進に努めているというのが実態であるところであります。

○岡田(哲)委員 次に、五十三年度版の消防白書で、ストープによる出火件数を見ますと、石油ストープ千九百十八、ガスの場合百七十一、こういうふうに触れられておりますけれども、ガス関係よりも石油ストープの方が多いいことが歴然としていのですね。私は、確かに今度の法案でガスについての保安について真剣に議論をしているわけですが、この実態を見ますと、石油について、灯油についてはどういふふうに考えておられるか。やはりもう少しこの問題についても考えなければならぬと思うのですが、その点はどうでしょう。

○原田政府委員 いまの御指摘にありました石油関係のストープにつきましては、これは給排気の問題というのではないわけでございます。給排気の状態が悪化したしますと自然に消火してしまうわけでございます。そういう意味におきまして、

火事の問題ということになります。給排気の問題等ではなくて火事の問題でございますから、所管の問題で言いますと消防庁の問題になるわけでございます。ただ、石油関係の機器の安全ということになりますと、これはやはり消費者行政の一環として、その安全確保という点で、通産省といたしまして、その面からの必要な行政をやっていくということになると思ひます。

○岡田(哲)委員 私のお尋ねしているのはそういうことではない。この法案とは確かに違ふのです。違ふのですけれども、実際起こっている事情から見ますと、石油ストープの方が非常に多い。問題は、今後進めていく上に、そういう同じエネルギーを使つてやっていく場合、一つの方針として考えなければならぬという気持ちが出てきたらぬわけであります。これは、エネルギーとしてもそうでしょうが、やはり灯油の価格の問題もあるでしょうし、それから今後の暖房その他の問題から考えてみまして、一体どういふ方向をとるのかという点から見て、このような現状を、これは消防庁だけの問題ではなしに、どういふふうにとらえてお考えになっておられますか。

○原田政府委員 石油ストープの関係で、それが原因になつて火災が出てくるということになりますと、これは消防の方でいろいろな予防ですとか、そういうことをやるということになると思ひます。

それから、たとえば今回御審議をお願いいたしておりますこの法案につきましても、この法案の内容等につきましては、事前に十分消防庁とも連絡をとりまして、当方ではこういうことをやるというところで、お互いに事務連絡体制をよくしているわけでございます。したがいまして、当方の給排気設備についての新しいこういった制度という点につきましても、よく消防庁は理解しているわけでございますから、こういった観点で、同じ可燃物というように、消防庁の取り締まりと通産省のこういった給排気関係の規制と申しますか、そういうものとが相協力し合つて、一体となつて成果を上げていくことになると思ひます。

それから、一般的に火災予防のためにどういふような燃焼関係がいかにということでございますが、これは私、ちょっと専門外のことになるわけでございますが、一般的に申し上げれば、セントラルヒーティングと申しますか、個別のあれではなくて、どこか別のところで燃焼なり何なりを行つて、なるべく安全なかつたやうでやっていくというのが、これは安全の観点のみならず、住みやすさというふうな観点からも必要だと思ひます。最近、大体そういう方向で物事が進んでいるのではないかと私は思つております。

○岡田(哲)委員 ちょっと調べたところによりますと、家庭用、業務用のガス価格で見ますと、五十二年度全体で都市ガスがキロリで六十八兆キロコロリ、それからLPで六十九兆キロコロリ、販売価格で見ますと、都市ガスが七千二百億、LPで約九千億、灯油換算にしますと都市ガスが七百六十万キロコロリ、LPが七百七十五万キロコロリ、灯油価格で見ますと、都市ガスが三千六十億円、それからLPで三千億円、これを世帯にずつと直してみまして、都市ガス、LPガスあるいは灯油、こういうような関係で見まして、特にこれはエネルギーに聞いていると思ひますのでありますが、確かに消費者のニーズはありますけれども、今後の石油についての事情等から考えてみて、一体これはどういふふうな指導といひますか、方向として進めていくことがいいのかという点についてはお考えがあらいますか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。先生御存じのように、灯油をとつてまいりますと、いわゆる原油処理の段階での連産品の一種でございますので、非常にたくさんのお種の油の中での灯油ということで、これだけを取り出しまして、相対価格を、ほかの単品でありますところの、たとえばプロパンあるいは都市ガスといったものと比較することに若干の問題があるかと思ひます。

けれども、結果的に言いますと、いま御指摘にございまして、同じ家庭用の燃料といたしまして相当な格差がございまして、その歴史的と申しますか、時間的にどういふ過程を経てそうなってきたかという点につきまして、一例で申し上げますと、確かに一つの石油政策上の観点もございまして、たとえば石油製品が大幅に値上がりをするというような急激な変化がもたらされた際に、特に石油行政上の立場からいたしまして、家庭用のものについては十分な配慮をするようにというところで、急激なインパクトを緩和するような指導をいたしました。たとえば需要期においては余り急激な変化をもちたらないように、それから、これは全般的な問題でございまして、それら値上げに際しまして、それがリーズナブルなものであれば別でございまして、不当な値上げは十分自粛するようにといったような、全般的な石油行政上の指導をしてまいっております。その積み重ねと申しますか、結果といたしまして、他の油種との関係で、現在確かに御指摘のように灯油自身が低水準にございまして、それから相対的に見まして、他の都市ガス、LPに比較いたしますと、相当低いということになったというふうに考えられます。これが最近、灯油の使用の機器がまた非常に拡大されておまして、大量に消費される暖房機器あるいは灯油の瞬間湯沸かし器等でございまして、給湯関係の機器に灯油が使われるようになっていっていった段階では、一つの技術革新の過程にございまして、そういったことも、いまの比較した結果の格差というものが非常にあらわに出てきている面がございまして、

それから、裏側の事情といたしまして、なぜそういった、本来消費者の選択によって価格が決まり、またその普及度というものが決まってくる物がこれほどの格差が生じているかということでございますが、一つ大きく考えられますのは利便性の問題だろうと思ひます。たとえば灯油の場合は一定の油を貯蔵しておく。家庭といたしましては貯蔵しておく必要がございまして、それから切れ

た場合にそれを給油しなければいかなというように、なこともございまして、そこら辺の利便性の問題が一つあるかと思ひます。そうは申しまして、結果としてはおっしゃいますように非常に格差の体系に現在なっております。これを全体のエネルギーの、特に末端消費の段階で妥当と見るかどうかという点については、私どもも若干検討いたしておりますけれども、価格につきましては、全般的な立場といたしまして、市場価格制というものを大原則として現在進めておる関係もございまして、余り不当な介入ということをやるといふのは不適当かと思ひますけれども、御指摘のひずみというところで、余りひどいという点になりまして、場合の一つの検討課題という点では、私どもも頭に十分置いておるわけでございまして、

ただ、これにつきまして、たとえば灯油が、先ほど御説明いたしましたように原油価格の変動時期に比べておる関係もございまして、現段階でそのまま推移するか、あるいはこととして申しますと、後半期に至りまして原油の情勢がどうなるかというよう不安定要因も多々あるという面もございまして、

また、LPガスあるいは都市ガス等につきましても、その原料につきましては、やはり地域的に言いますと中東地区に依存するとか、あるいは石油系のものがある程度依存するとかという事情もございまして、今後、いま申し上げました都市ガスあるいはLPガスあるいはこと言う灯油、そういった三つの価格体系というものがきわめて流動的にいま変化をいたしておりますので、現段階の数字そのものであります。これをこうするといふ決断を非常にしにくい段階にございまして、いずれにいたしまして、いまのような点は私どもの研究課題でございまして、十分勉強してまいりたい、このように考えております。

○岡田(哲)委員 私はいままでずっとお聞きしたのは、LPと都市ガスの今後の需給動向、価格動向、それから今後の見通し、それから安定対策、

こういうものを実はお伺いをしたいわけでございまして、同時にLPと都市ガスの調整、この前のときにも非常に弱小であるLPについて、都市ガスの調整はぜひいふ言ったわけでございまして、いま申し上げたような需給動向、価格動向、今後の見通し、安定対策、LPと都市ガスの調整問題、これについてお伺いをしておきます。

○豊島(格)政府委員 LPと都市ガスにつきましては、家庭用燃料としてそれぞれ重要な役割を果たしておるわけでございまして、それぞれの特色を生かしつつ事業の健全なる発展を図っていくということが望ましいことは申すまでもございせん。

そこで、LPと都市ガスが相互に転換が行われるとき、特に都市ガスがLPにかわって入っていくときには、ややもすれば紛争が生ずるというところも避けられないわけでございまして、そういう転換が円滑に行われるよう、私どももいたしましては、両事業者が十分話し合つて円満に解決するというところで、業者を指導しているところでございまして、

なお具体的には、都市ガスとしては、そういう場合には事前に通告をするとか、あるいは問題が生じたときには役所にあつせんを求め、あるいは保安上勝手に機器を取り外さないようにするとか、いろいろとそういう措置を含めた協定をさせるとか、そういうことで、両者の間で円満に解決する方向で指導しているところでございまして、

○岡田(哲)委員 今度は第三者被害についてお伺いしておきたいと思ひます。

LPについては昨年の十月に発足したようでありまして、弱小企業の多いLP業界の方が先にそういう制度が発足し、都市ガスについてはどうもおくれているようであります。通産省の指導で見ても、都市ガスの関係はようやく新年度から実施せよ、こういうふうに言われているようですが、この進捗状況というのはどんなふうになっていま

度につきましては、先生御指摘のように、LPについてはすでに十月から発足しておるわけでございまして、都市ガスにつきましては、かねて各事業者の自主的な好意によって見舞い金等を出すというところになっておったわけですが、やはり制度化した方がいいということで、昨年来検討させておったところで、最近ようやく具体的な成果を得るに至りまして、近々発足の運びとなっております。

○岡田(哲)委員 結局私の言っているのは、弱小企業の多いLPの方が先に発足して、少なくとも大きい都市ガス関係がはかばかしている、これは非常に不合理だと思ひます。通産省の言っているのは新年度と言つておるのですが、これは直ちにLPに準じて都市ガスもやるということなんでしょうか。

○豊島(格)政府委員 すでに瓦斯協会の内部において成案をつくりまして、あと手続を待つばかりになっております。制度的な内容といたしましては、一応LPの基金制度になつて、あれと同等のものを発足させるということでございますが、今後どのように充実していくかにつきましては、なお検討を続けさせることといたしております。

○岡田(哲)委員 それから、「基金による見舞金給付の具体案の作成および根本的救済対策としての保険について検討を行なうため、当協会に第三者被害対策特別委員会を設けることとし」というふうになっておるのですが、私は前に言ったのですが、見舞い金も必要かもしれませんが、第三者被害というのはい見舞い金のようなものでは済まぬ。何らか補償される制度を確立すべきだといふように考えるわけですね。そうしますと、いま言われている第三者被害対策特別委員会というものを業界だけで持つて、これは通産省は指導しているのだらうと思ひますが、問題は業界だけでこういう制度をつくっていくということよりも、幅広く通産省の指導のもとに行われたい、非常にいびつなものになってしまうのではないかと

いう感じがするのですが、その点はどうでしょう

か。

○豊島(格)政府委員 先生御指摘のように、業界だけに任せておいてよろしいかということについては、われわれも十分それだけで足りるというふうには考えておられないわけでございまして、とりあえずの問題として、業界として基金制度を発足させ、その後さらに充実するためにどうするかという点で、たとえば保険というようにすることも考えられるわけでございしますが、これにつきましましては、やはり全くガス会社には責任がないものに対して、保険制度でやる場合にだれがどのように負担するかというような、法律的なことは経済的な問題もございまして、とりあえずガス業界の中でその辺の問題点について詰めさせる、それについてわれわれとしてはある程度詰まったところでそれを取り上げてさらに指導していく、このように考えております。ただいまのところは、とりあえずガス業界の中で検討させておるわけですが、それで終わりのということではございません。

○岡田(哲)委員 大臣から私はこれを聞いておきたいと思うのですが、最近起こっている事例から見ると、全然関係のない第三者が被害をこうむる。それに対してわずかな見舞い金だけで措置される、こういうことでございまして、これは一つの大きな社会全体の問題だというふうに私は思うのですが、いま言ったように、保険だとか業界だけでこのようなものが考えられるかどうか非常に疑問なんですけれども、その辺、これは通産省自身として一つの専門機関みたいなもので討議するとかいう形にしないと、こういう問題の解決というのはいずれかしろと思うのであります。どうでしょう。

○江崎(格)政府委員 御指摘の点は全く重要で、私もこのままでいいとは思いませんが、要するに一種の災難とでも申しませんか、たとえば類焼の厄に遭うとか、それから交通事故で犠牲になったという人、また第三者が道を通りかかっていた上から何か落ちてきて死んだとか、いろいろなケースがあると思うのです、全般的に見ますと。た

だ、そういうことで一種の災難で済ましていかと言われると、それは済ましていけませんね、しかし、さて、このガスの問題で、しからば通産省に名案があるかという、なかなかそういう一ちよつと私がいまこゝへ答弁に立ちながら考えただけでもいろいろあります。自殺者が高所から飛びおちた、その下を通りかかっていた人がそれに突き当たって死んだ。よく新聞などでありますね。ですから、そういう問題などをひっくり返して、これは一度そんなことではないのかどうなのか、よく検討してみたいと考えます。

○岡田(哲)委員 これはガスだけではなく、いまも大臣が言われたように、いろいろ問題があると思うのであります。最近の事例から見ますと、この第三者被害というのが事故の結果出ているのですから、やはり見舞い程度で済ますことはよくないかと私も思いますので、さらに一層検討を進めていただきたいと思います。

それから、実際発足したこのLPガスの制度の内容でございしますが、第三者の範囲は一体どういうものなのか。直接の原因者または自殺者の家族は救済の対象になるのか。また、直接の原因者と同室に居合わせた来客等は一体どうなるのか。それから死亡見舞い金が原則として五十万、特認が百万ということではございますが、この場合、特認というのはいくつの場合なんだろうか。それからこの認定をする審査委員会、これはどういうような中身、構成でございしているのだろうか。それからこの見舞い金制度的なものは今後さらに一層充実しようとして考えておられるかどうか、この点について……

○原田(哲)政府委員 この第三者被害救済事業と申しますのは、御案内のとおり、およそLPガスが何か事故があつて、それで損害を与えたという場合に、大体三通りの原因があるわけでございします。まず第一は、LPガス業者の側に何らかの責任がある場合という場合があります。これは御案内のとおり保険に入つておるわけでございまして、保険に入らないとLPガスの販売事業を営め

ないということになっております。これは相当額の保険価格になっておまして、全部の業者が入つておる、こういうことになっております。

それから第二番目が、原因がよくわからないという場合があります。LPガス業者の側に責任があるのか、あるいは消費者の側に責任があるのかよくわからない、あるいは不可抗力といったような場合があります。これはやはり同じ損害保険の中で見舞い金という形が出るかどうかなってあります。

それから最後に、消費者にどうも原因があるという場合で、これが第三者に何らかの損害を与えた場合、これがいま先生が御質問になりました。第三者被害救済事業であるわけでございします。この事業は御案内のとおり昨年の十月に発足いたしました。昨年のLPガス法の改正の際に、たしか衆議院の附帯決議をしようだいたしたしまして、その附帯決議をベースにいたしました。私どもが業界等の指導を行ひまして、昨年の十月に財団法人全国エルピーガス保安共済事業団の中に、業界関係の出資などを含めまして総額四億の基金を設けて、この基金の果実によって、いま申し上げました消費者に責めがある場合で第三者に損害を与えたという場合に、ここで見舞い金を出すということにいたしました。

まず先生の御質問の第三者に該当する場合はどういう場合かと申してまいりますが、同居の家族は第三者に入つてまいりません。しかししたまはそこに訪問中の友人ですとか、来客ですとか、あるいは間借り人ですとか、あるいはアパートの隣人、通行人、大体同居している家族以外の方は含まれるというように感じになっております。

それから救済見舞い金の額は、御案内のとおり被害を受けた第三者一人当たり最高百万円ということになっております。一応の基準といたしましては、死亡者に対しては一人五十万円という基準をつくっておりますが、審査委員会というものを内部に設けて、この審査を経て一人百

万円まで増額できるということになっております。

しからばどういふ場合に一人百万円まで増額ができるのかという点でございしますが、これは被害の態様によりまして個別に判断することになっておりますが、たとえば一家の働き手が死亡したような場合、あるいは被害者の治療費が相当多額に及ぶ場合であつて、家族が非常に困窮するような場合、そういうような場合にございましてはケース・バイ・ケースで増額をしようというふうに考えています。

それからこの審査委員会のメンバーはどういふメンバーかと申しますと、エルピーガス保安共済事業団の中に置かれて、事業団の理事長を委員長といたしまして、事業団の常任理事及び事務局員が委員となつております。全体で八名でございしますが、ただし通産省もオブザーバーとして加はれております。したがって、通産省もケースに応じて必要な指導と申しますか、あるいはそういうものを実施できるような体制になつておるわけでございします。

それから、今後の問題でございしますが、これは昨年の十月に発足したばかりの制度でございまして、私どもは当面はこの制度の運用を見てまいりたい。この運用によつていろいろ問題が出てくればもちろん検討いたしますけれども、発足したばかりの制度でもございしますので、当面はこの制度の確実な運用を図つてまいりたいというぐあいに考えておるところでございします。

○岡田(哲)委員 池袋で事故がございましたね。あれについてはどんな形になりましたか、結果は。

○豊島(格)政府委員 池袋のマンション爆発事故につきましては、周辺の学校、建物その他のガラスが相当割れるとか、通行人がけがをするとか、そういう第三者に対する被害があつたわけでございしますが、これにつきましては、東京瓦斯がそれぞれのガラスの割れたものに対する復旧、それからけがをした人の手当て、あるいはガラスが割れ

たりして、その既自分のうちへ帰るのがいやだということでも旅館に泊まるということの、その代金等につきまして一応支払いをいたしたわけでございます。金額にして相当になっておるといふふうに聞いております。

○岡田(哲)委員 東京瓦斯が今まで言われたような見舞い金制度その他、こういうものにも準じて取り扱われたのですか。

○豊島(格)政府委員 東京瓦斯が池袋についていたしましたのは、一応見舞い金というよりは、ガスが割れたりけがをされた方あるいは宿舎を確保される方に対して、事実上の便益といえますが、利便をお図りしたということでございますが、今後見舞い金制度ができました場合には、LPと同じような運用になると思います。

○岡田(哲)委員 一応附帯決議でもつけようかというところで考えておりましたので、適切な答弁をいただければ附帯決議にしないでいいというふうに判断しますので、その辺確認しておきますから、そのおつもりで御答弁をいただきたいと思います。

一つは、工事施工後の表示義務を公布後六か月以内の施行にした、監督者制度の施行については二年六か月猶予期間を設けた、こういうことから見ますと、中小企業者の負担を考慮すれば、原則として短くしておいて、特に事情のある場合に例外として認めるというようにすることの方がいいのではないかとこのように考えておるわけです。そこで私の申し上げたいのは、監督者の資格を付与するための講習、これを早急かつ広範に実施をして、監督者制度に係る規定の施行前においても有資格者の監督のもとで工事が行われるようにしたらどうか、こういうふうに考えるのですが、どうでしょう。

○豊島(格)政府委員 監督者制度の義務づけにつきましては、二年六か月の猶予を置きましたことは、先生も御指摘のとおり、相当数の監督者を講習によって養成するというには時間がかかるわけでございます。しかしガス工事の改善とい

いますか、適正なる施工を確保するためには、できるだけ早く有資格者の監督のもとに工事が行われることが必要でございますので、私どもいたしましては、法律上の義務づけは一応二年六か月の猶予期間を置きますが、各工事業者者に対しては、資格を得た者を使って工事を行うように行政指導をいたしたいと思っております。その二年六か月以内の間においても、順次講習を受け、資格を得る監督者ができるわけでございますから、それをできるだけ使ってやるように指導したいと思っております。

○岡田(哲)委員 やはり保安を確保するという観点に立ちますと、これは長過ぎる。だからいま言われましてようにどんどんこれを進めていって、有資格者の監督のもとでどんどん工事が行われるようにこれはやるべきでございますから、そういうふうに進めていただきたいと思います。

それから既設のガス消費機器に対する調査等の問題でございますが、見ますと相当な数になるわけですが、この数は昨年の調査ですが、現在調査をしたらさらに私は一層ふえるというふうな気が持ちはするのですけれども、不適切な機器及び給排気施設の改善をさらに進めていくということから見ますと、既存のものにとこれからのものとありますね。既存のものについてさらに一層の調査を徹底して、そしてしかも改善をさせていく、こういう点についてどういうふうにお考えですか。

○豊島(格)政府委員 ガス消費機器の設置の不良その他につきましては、ガス事業法によってガス事業者者に課せられておる調査義務というものを通じ、定期的に巡回して調査をし、その結果に基づき、不良の場合には改善するように通知を需要家にいたしておるわけでございますが、今後ともその点につきましては特に強く調査及び改善の申し入れをするということを考えていきたいと思っております。

なお冬季等ガス需要期で、ガスの事故が起りやすい季節には特別な巡回をいたしておりますので、そういう場を通じてさらにその点を強調して

いきたい、このように考えております。

○岡田(哲)委員 不備な状態の既存施設、これが約百三十五万件もある。これを放置しておいては大変な問題ですし、さらに早急に総点検を行って実態をつかんで、設置状況や周辺環境から、特に危険性の高いものから極力消費者を説得して速やかに改善を図る必要がある、そういうふうに思うのですが、同時にこの改善命令の発動について政府がどう考えているか。これまで通産大臣や都道府県知事が改善命令の発動をした実績と、その成果がどういうふうになっているか。

○豊島(格)政府委員 通産大臣が発動します改善命令につきましては相当強い性格を持つておるわけでございますが、一たん消費設備を設置いたしましたものを改善するためには、たとえばふろの構造そのものを交換しなければいけないとかいうこともございまして、非常に経費がかかるということ、言うことはやすすいのですがなかなか実施ができませんというところがございます。しかし危険なものそのままだっておくわけにはいきませんので、ガス事業者に対しては再三改善をするよう申し入れをしておりますが、特になかなか改善しない。

〔委員長退席、野中委員長代理着席〕
しかも集合住宅その他で危険性の高いところにつきましては、従来地方の通産局へ公益事業部長等の名前で改善方を強力に申し入れておりました、これによって改善された例もあるわけでございますが、さらにどうしても危ないという場合には、今後改善命令を出していかなくてはならないのではないかと思います。ただ、いま申し上げましたように、現在までのところ通産局からの改善に対する協力要請というのが、いままです役所の行いした最大のものでございます。

○岡田(哲)委員 これは、いま保安上から見まして、さらに促進をしていただくようお願いをしておきます。
それから、今度はガス漏れ警報器の開発や普及

の点についてお尋ねをしたいと思います。まず第一番に、警報器のリース制度というものができておるのですけれども、このリース制度の仕組みというものをちょっと説明をしておいていただきたい。

○原田政府委員 LPガス漏れ警報器に関するリース制度でございますが、御案内のとおり、昭和五十二年から発足いたしております。LPガスの漏洩をいち早く検知いたしまして警報を発するということで、LPガスの事故防止のために、非常に重要な役割りを演じているわけでございます。したがって、その普及を図るという意味で、このリース制度を設けたわけでございます。

その仕組みはどういうことかと申しますと、結局、末端のLPガス消費者の方々が、なるべく負担しやすいような形でガス漏れ警報器を取りつけることができるといふような仕組みにしようということが目的でございます。そのために、メーカーがありまして、長期割賦と申しますか、リースという形でガス漏れ警報器を販売するわけでございます。これを受けてLPガス販売業者が末端の消費者に同じようにリースをする、こういうことになります。したがって、末端の消費者の方々が負担する額は月に三百円程度ということで、非常に負担しやすいことになっております。そこで、結局資金負担が一番根元のメーカーにかかるわけでございますから、そのメーカーの資金繰りなるべくめんどろを見ようということ、日本開発銀行がその資金繰りのための、リース資金のための資金を融資する、こういう制度に相なっております。

○岡田(哲)委員 いま言われたように、開銀融資が五十年から発足して、五十年から五十二年の三年間に、独立住宅で五〇％、集合住宅で八〇％でございますが、四年経過した現在、この普及率が二〇％、この低い進み方なんですけれども、普及が進まない原因が一体どこにあるのかということ。それから性能面、価格面等まだまだ研究の余

地があるような気もするわけです。それから、こういう安全、保安という立場から言うと、私は設備の中に義務づけてしまつて、全部取りつけないばならないという、義務づけというものをする必要があるのでないかという感じがするのですけれども、その辺はどうでしょう。

○**原田政府委員**　まず御質問に御答弁する前に先ほどのリースの仕組みにつきまして、ちょっと私、間違つたと申しますか、御答弁申し上げて大変失礼申し上げます。

開銀の融資先はリース会社でございます。リース会社がメーカーから警報器を買って、それでそのリース会社がリースをするという仕組みになりますから、リース会社の資金繰りを見るという意味で、リース会社に対して開銀が融資をする、こういうことでございます。大変申しわけございませんでした。

それからガス漏れ警報器の普及が進まない理由でございしますが、御案内のとおりいま二〇％強ぐらいになっております。必ずしも普及が十分でないわけでございますが、幾つかの理由があると考へております。

この理由と、それに対する私どもの対応をざっと申し上げますと、まず第一に、ガス漏れ警報器の効用につきまして必ずしも消費者の理解が十分でない。ガス漏れ警報器をつけたけれども、万一の場合にちゃんと作動するのだろうかというような不安があるわけでございます。この点は御案内のとおりもうほとんど不安はないわけでございますから、現在は消費者啓蒙活動、新聞ですとかあるいはテレビですとかあるいは学校教育ですとか、そういった場を通じてよくPRをしているところでございます。それから、御案内のとおり、現在、昨年から総点検ということで、三年間です。LPガス消費設備の総点検を実施させておりますが、その総点検の際にもパンフレットを配布いたしましてPRをしております。消費者の理解を得るというのがまず第一でございます。

警報器の一部に機器の信頼性が十分でないものがあつたわけでございます。作動すべき状態でないのに警報を発してしまうというような場合があつたわけでございますが、これは最近ほとんどございませぬ。御案内のとおり協会の自主基準というものを設けまして、その基準に合致している物

を販売するという体制をとっていたわけですが、さらにこれにつきましては一步を進めまして、御案内のとおり昨年のＬＰガス法の改正によりまして、第二種液化石油ガス器具というもの

を設けることになりました。これは、これに指定されますとメーカーの届け出が要りますし、それからメーカーは、この機器の性能等につきまして一定の基準に合致した物をつくらなくちゃいけない、こういう義務を負うわけでございます。この第二種液化石油ガス器具に指定いたしました。これは本年の四月から発効になっておるわけでござ

いますが、こういった意味でより一層警報器の性能の信頼性が十分になる、これがまた普及を図るために有力な手段ではないかと思っております。

それからもう一つは、実際に警報器の普及活動をやっております末端のLPガス販売店でございます。

ますが、御案内のとおりこれは非常に手間がかかりますのでございますから、一部には、必ずしも積極的にこれを取りつけようという意欲が余り十分でないというような販売店もあるやに聞いておりますので、そういう点につきましては、各県なり日本ＬＰガス連合会などを通じて、非常に積極的に普及促進を指導してまいりたいと思っております。

こういうようなことで、私どもはこのLPガス漏れ警報器の普及というものが、今後かなり進みますものと期待しておるわけでございます。

最後に御指摘のありました義務づけをするというところでございますが、現在平均で約二〇%程度の普及率でございます。したがって、いまここですぐに義務づけをするということになりますと、消費者の費用負担の問題等もございまして、

ではないかという感じを持っております。したが
いまして、私どもといたしましては、まず当面
は、いま申し上げましたように消費者に対するP
Rあるいは末端販売店に対する指導あるいは第
二種液化石油ガス器具への指定あるいは開銀
の融資制度の活用等によりまして、その普及
を積極的に

進めていくということが必要ではないかというぐ
あいに考えておるところでございます。

○岡田(哲)委員 都市ガスのガス漏れ警報器の開
発がおくれている。いろいろ理由があるのでしよ

うけれども、この実現化の見通しはどんなようになっているか。

○豊島格 政府委員 都市ガスにつきましては、その成分といいますが、性質上非常に空気より軽いということで、ガス漏れが起きましたときにどうも上の方へ行くということで、機器の取りつけ場所その他もどうしても上部にならざるを得ない

い。このため、たとえば湯気とか煙とか、いろいろないわゆる雑ガスというものがまじりまして、これらの雑ガスと都市ガスを区別して検知するという機器がなかなかむずかしいわけでございまして、LPのようにすでに完成したのものとはなっ

ておりません。しかし、いずれにしましてもガス漏れによる事故を防止するためには、警報器の開発ということとは非常に大きなことでございますので、五十三年度以来、今年度も大体二十万くらい、予算をつけまして、日本ガス機器検査協会で研究開発をやらしておるところでございます。いつ開発の見通しがあるかということにつきましては、この時点では何とも申し上げかねるのでござ

いますが、一応ことしの研究成果を見た上で、どうしたら早くなるかということを決断するには決断をするときになると思いますが、いずれにいたしましてもできるだけ早くということを考えて、目下開発を急がせているところでございます。

○岡田哲委員 私的地元で開発して、いま特許庁に出願しているのがあるのですけれども、相当数民間で零細な人たちが研究しているのではない

研究開発に、相当助成をしてやっているのと、個人が研究してやっているのとあるわけですね。それで、私はこういうのが相当の数に上るのではないかという感じがするのです。あるところには助成をし、非常にいい機械でも個人的にやっているという差が起こってきているのですけれども、こ

ういう点については一体どういうふうに考えられておるのか、お伺いをしておきたい。

○豊島(格)政府委員 先生の御質問の趣旨は、日本ガス機器検査協会のようなところだけに研究開

発の助成をせずに、一般メーカーにも助成をしたかどうかということのようですが、私もそういう方法があれば一つのお考えかと存じます。ただ、現在ガス機器検査協会で行なっております開発研究の中には、民間でいろいろと開発されたものを場合によっては買い取って、その性能のチェックということもいたしておるわけでござ

いまして、そういう場を通じてお互いに開発を進めていくあるいは改善をしていくということによって商品としての価値が出てくるという方法が、いまのやり方でもあるのではないかと思っておりますが、今回の検査協会での研究の推移を見なが

ら、先生のおっしゃったようなこともどのようにして実現していくかということも検討していきたいと思っています。

○岡田(哲)委員 大臣からちよっとお伺いをしておきたいのですけれども、安全性、それから未然に事故防止を図るという観点に立ちますと、私は、当然、一つの設備としてこのガス漏れ警報器はつけなければならぬという立場をとらずに、いま細

○江崎国務大臣 安全を確保することはもう何と答弁があったように、できるだけ啓蒙してやっという立場をとっておられるのですけれども、国民全体の立場から見ても、これが絶対安全で、事前に事故を防ぐという立場から必要なんだという立場に立ちますと、これは義務づけていくべきではないかという感じがしてならないのです。が、どうでしょう。

るか、あるいはいまの施策をもつと強化徹底して
いくのか、この辺は議論の分かれるところであり
ますが、よく御質問の御趣旨を体しまして十分検
討いたしたいと思ひます。

○岡田(哲)委員 審議官、何かあったらちよつと
言っておいてください。

○原田政府委員 よく検討させていただきます
が、義務づけと申しますのは、消費者の負担等も
かぶってまいりますし、それから生産体制の問題
等もありまして、なかなかむずかしい点があるの
じやないかと思ひます。しかし、よく検討させて
いただきます。

○岡田(哲)委員 私は、これを義務づけていくと
数も出てくるし、量的に相当生産できる、そうす
るとコストも下がるというようなことも考えまし
て、やはりこれが必要なんだという観点に立て
ば、全体のガスの一つの設備としてこれは考へて
いくべきではないかという気持ちがあるので、さ
らに一層検討しておいていただきたいと思ひま
す。

そこで、研究開発及び普及に対する助成措置の
充実を図るということを私主張したいわけですが
が、ひとつこの点についての答弁をお願いしま
す。

○豊島(格)政府委員 都市ガスにつきましては、
先ほどお答え申しましたように、LPのようによ
頼性のある機器がまだ開発されておられません。
したがって、何と申しましてもまず第一に信
頼性のある機器を開発するということが当面の急
務でございます。現在すでに進めておるわけで
ございまして、これだけの研究開発の方法でい
いかどうか、われわれとしましては一応何とかな
ると思っております。さらに開発の助成の方法等
につきましても、実効あるものというたしな機
器が開発されました。これはできるだけ急ぐわ
けでございますが、その際には、その普及につ
いて啓蒙していくことについては、先生の御
指摘を待つまでもなく、われわれもそのように

たしたいと思っております。

○岡田(哲)委員 特定ガス消費機器ということ
でガスバーナーつきふろがま、ガス瞬間湯沸かし
器と二つ挙げられておるのですけれども、これ以外
は考へておられないのか、あるいは今後指定の必要
が出てきたらその指定を加えていくということ
ですが、どのようにこの辺は考へておられます
か。

○豊島(格)政府委員 特定ガス消費機器につ
きましては、法律ではいま御指摘になりましたもの
ほかに、さらに広く政令で指定できることにな
っておりますが、当面の問題といたしましては、ガ
スパイナリーつきふろがまと大型の瞬間湯沸かし
器というものが、これまでのところ設置工事の不備
により事故が多いということでございますので、
とりあえずこの二つを当初指定していきたいと思
ひます。

そのほかのものにつきましては、工事の欠陥に
よる事故というものは現在ほとんどないわけで
ございまして、今後やはりそういう事故の可能性
があるということがわかりましたときにはもちろん
指定していくつもりでございますし、さらに新し
い機器の開発ということも今後出てくると思ひま
すので、そういう機器が開発される場合には、そ
の性質いかんによつては追加することも当然考へ
ております。

○岡田(哲)委員 それから本法の対象となる特定
工事事業者の業種、業態、これについてちよつと
教えてください。

○豊島(格)政府委員 通産省では五十三年の八月
に調査を実施したわけでございまして、工事の業
種といたしましては、大体ガス会社のサービス
店、LPガスの販売店、浴槽、ふろがま店等大体
十一業種にわたっておりまして、その事業を行
つておるものは大体八万七千と推定されてお
ります。

○岡田(哲)委員 この特定工事ということ
が、都市ガス用の機器とLPガス用の機器では工
事内容が違ふと思うのですけれども、一具体的

にはこの特定工事とはどんなのですか。

○豊島(格)政府委員 法律でも規定しており
ます。ガスバーナーつきふろがまなどの特定消
費機器の設置または変更の工事というものを特定
事業ということにいたしておりますが、具体的に
申しますとそういう機器の設置場所を決定し、そ
ういう機器を取りつけるとともに、その機器の給
排気設備の位置、構造を決め、その給排気設備を
取りつける一連の工事を特定工事ということに
しております。なお、その排気筒の取りかえ等の特
定消費機器の変更の工事の場合特定工事に含
まれます。

○岡田(哲)委員 特定工事に従事している人
が現在何人ぐらいで、監督者の数がどの程度に
なるのですか。

○豊島(格)政府委員 特定工事に従事してい
る工事をやる人は大体三十四万人ぐらいと推定され
ます。そのうち監督をするに必要ない人員というの
は、いろいろな見方もありますが、大体二十万人
ぐらゐは要るのではないかと、このように考へて
おります。

○岡田(哲)委員 二十万人ぐらゐ監督が必要だ
ということになるのです。従来の有資格者による
工事の実施等を義務づけたものではなくて、監督
者制度とした理由は一体どこにありますか。

○豊島(格)政府委員 この法律で監督者制度に
した理由は何かということでございますが、実はこ
の工事自身につきましても、いわゆる熟練労働と
いうものを特に必要とするわけではございませ
んで、ガス消費機器の設置の位置とかあるいは給
気設備の規模、構造についての基礎的な知識ある
いは現場における判断というものが必要である
ということ、必ずしも特定の人だけが作業をしな
ければいけないという性質のものではない、こうい
う判断から、一定の知識、技能のある者が監督を
すれば十分である、このような考え方に立つて、監
督者制度を設けたわけでございまして、

○岡田(哲)委員 それから、従来から工事を行
ってきた従業者、これとの関係、これは一体今後ど

うふうふう考へられておりますか。

○豊島(格)政府委員 この法律の施行により
まして、特定工事を行う場合には一定の監督者のも
とで行ふ必要があるわけでございしますが、実際問題
として個人でいろいろとやっておるような工事業
業者もあるわけでございしますが、そういう事業者
の場合においては、従来その工事をしていたその
人が監督者の資格をとってやることになる。それ
から大きな工事店等で、いろいろな作業をする人
を抱えておるところでは、その中で必要な数につ
いて監督者の資格を取ること、運営され
ることになると思ひます。

○岡田(哲)委員 それから、前回のLPガス法
のときに附帯決議をつけたわけですが、五十四年度
の消費者保安啓蒙事業として、どういふ点が従来
より拡充をされましたか。

○原田政府委員 まず全体の予算でございます
が、本年度は昨年度に比しまして二〇%強の伸び
を確保いたしております。約九千万円弱の予算を
ちようだいいたしております。それでいろいろな
ことをやるわけでございしますが、従来のいろいろ
な啓蒙活動があるわけでございしますが、その中
で、新規事業としては二つを予定いたしております。

一つは、御案内のとおり、毎月十日のLPガス
消費者保安デーというのがございます。その場で
テレビですとかラジオですとか新聞等によりまし
て啓蒙活動を展開しておりますが、従来中央紙に
のみ掲載しておりました新聞広告を、地方紙にも
掲載するということにはいたしております。
それから第二番目が、学校教育の場におきまし
て児童生徒に対しましていろいろと啓蒙活動を実
施しております。本年度からは映画
面を利用した啓蒙を実施しようということで、そ
のため必要な費用を確保いたしております。
大体そんなところでございまして、

○岡田(哲)委員 LPガス事故の事故調査事業の
目的、その内容、都市ガス事故の場合の処理、分
析体制、この現状をちよつと教えておいていただ

きたいと思ひます。

○原田政府委員 最初に、LPガス関係について私から御答弁申し上げます。

LPガス事故の防止の一層の強化充実を進めるために、発生した事故の原因などを徹底的に分析いたしまして、その再発防止対策の検討を行うというところで、本年度にLPガス事故調査事業、新規事業といたしまして約九百万円程度の予算をちようだしてあります。この使い方は、特殊法人高圧ガス保安協会の支部であります各都道府県の液化石油ガス教育事務所というものがございまして、その事務所ごとに学識経験者あるいは行政担当者その他の専門家等から成りますLPガス事故調査委員会というものを設けて、当該県内に発生したLPガス事故を調査いたしまして、必要に応じて事故現場にも出向しまして、原因を徹底的に究明いたします。それに対して必要な事故防止対策いかんということで検討を行うことにいたしております。それから、さらにその結果を全国レベルで集計分析いたしまして、原因別の事故統計などを作成いたしまして、これを参考資料といたしまして、このLPガス消費機器などの技術基準や消費者啓蒙活動等に反映していく、こういう趣旨の予算であるわけでございます。

○岡田(哲)委員 都市ガスは。

○豊島(格)政府委員 都市ガスにつきましては、ガス事業法に基づきましてガスの事故の詳細を受けておりました、これにはいろいろと細かい原因がわかるように書いてございますので、これに基づきましてその原因その他の分析をいたしておるところでございます。

○岡田(哲)委員 それでは最後に都市ガス、LPガスにおける地震対策について、どのように対策が進められておるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○豊島(格)政府委員 都市ガスにつきましては、地震によるガスの災害の防止を図るために、ガス事業者に対して、LNGタンク、ガスホルダー等のガス工作物につきまして構造、材料等の耐震

基準を遵守し、設計製作を行わせるとともに、緊急遮断装置、消火設備の設置も義務づけております。また地震による二次災害の拡大を防止するために、ガス事業者に対して、震度五以上の地震が発生した場合には、製造所の出口等必要な個所ではガスを遮断し、ガス漏洩等の状況を確認するように指導しております。またガスの漏洩が続く場合には、状況に応じて遮断されたガスを安全に放散させるというようなことを講じさせております。

なお最近の地震、特に宮城地震の経験に照らしまして、現在資源エネルギー庁長官の私的諮問機関でございますガス事業大都市対策調査会地震対策専門委員会におきまして、耐震性の基準につきましての見直し、それから早期復旧対策の確立等を検討しております。

○岡田(哲)委員 終わります。

○野中委員長代理 後藤茂君。

○後藤委員 まず最初に大臣にお伺いしたいのでありますが、大臣は大変豊富な閣僚経験をお持ちだと聞いておりますし、通産は初めてでございますが、大変意欲を持って通産行政に携わっておられるわけですが、大臣の口癖のわが通産省、私はどうもこのわが通産省らしくない今度の法律が出てきているように思えて実はならないのです。通産省というのはやはり政策官庁ですし、あるいは誘導官庁の性格を歴史的にも持ってきているのではないだろうか。余り細々した法律というものはつくらない方がいよいよ私は実は思うのです。大臣は、法律はいろいろがちがついていく方がいいとお考えなのか、それとも特に通産行政としては、まあなるべく法律など余りつくらないでやっていく方がいいとお考えなのか。基本的な、まずその点をお伺いしておきたい。

○江崎國務大臣 大変むずかしい御質問ですが、通産省としては、私は、やはり日本の企業というものが自由企業に立ってあるわけですね。したがって自由な創意、発想を助長するようなことが必要であって、余り細かいことを一々官庁が規制して物言いつけるということは望ましくないとと思ひます。ただ本法案につきましては、これも本来ガス会社及び設備会社が本場に責任を持って対策をすれば事故は未然に防止できるわけですし、いまここで議論されておるようないろいろな人身被害も食いとめることが可能なわけでありまして、そうはいないまでも、これは使用者側の不注意によるものもあります。それから在来設備の老朽化によるもの、不備によるもの、いろいろあります。したがって、安全第一という点から、こういう監督者を特別講習によつて養成する、資格づけをするということにしたわけでありまして、いまおっしゃるような、これによつて大変な制約を受けるというものはなくて、もう少し安全確保のために業者が責任感を旺盛にすると同時に、事故の絶滅を期する、こういうところに重点があるわけでありまして、講習期間も二日間でありまして、またその受講期間につきましても相当な幅を持って、業者の自主的な努力といひますか、参加を求めて規定づけていこう、通産省らしく配慮はしておるなというふうには私思うわけでありまして、原則的には余り細かいことを規制することはよくないというふうに思ひます。

○後藤委員 大臣からの提案理由の説明を讀みましても、いまの御答弁をお聞きしましても、まだ私はこの法律が大変必要であるという感じを受けないので、これからの議論の中で、どうしてもこれは必要不可欠な法律であるという御説明をぜひいただきたいと思うのですが、なぜこの法律が必要なのかということが、後でまた触れてみたいと思ひますけれども、さっぱり実は私わからないのです。先ほど基礎的な技術ぐらひは習得させておかなければならないということですが、これも法律をつくる以上は緊急性といひますかあるいは必要性といひますか、さらにはその法律ができて、期待される効果というものがあつた程度認めていかなければならぬと思うのです。私は、法律にしなければその期待が持てないとも思ひます。たとえば提案理由の説明をお聞きをいたし

ますと、ガス災害は一向に減らない。政府はいろいろ対策を講じておられるけれどもなお減らない。そこで審議会や調査会の答申や意見もいただいた。原因はいろいろあるけれども、どうもこのガス災害の一番悪いやつは特定工事に欠陥がある。そこで特定工事をやる者には資格を与えておかなければいかぬ。監督者法ですね。大臣も大変お忙しいし、通産行政でやらなければならぬこと、不確実性の時代でむずかしい問題がいっぱいあると云い、これは通産省は法律が少ない、ほかの省庁と比べてどうも法律が少ないから、一つ二つ出しておこうかということを出してきたんじゃないだろうか。私は思ひます。監督者法にこれだけ時間を割いて、そしてしかも、たとえば原子炉を扱っていくとか、あるいは非常に高度な技術なり知識を必要とする、国家試験もやらなければならぬ、こういうような監督者なら、これは法律でも相当細かく規定をしていかなければならぬと思うのですが、どうもそうでもない。先ほど大臣も言われましたように、十五時間程度のカリキュラムで二日間ぐらひやって、そして居眠りをしていた者でも、恐らくテストぐらひはして、受講者は皆監督者になるのじゃない。これは後でまたお聞きしますけれども。そういうことで、提案理由の説明をし、こうやって時間を割いて議論をしていくほどの内容をどうも持っていない、そういうふうに私は思ふのですが、大臣どうでしょう。そういう緊急性、必要性、しかもこの法律によつてガス災害の撲滅に非常に大きな効果を持てるのだということでございますか、ちよつと大臣の方にお聞きしたいと思ひます。

○江崎國務大臣 ガス施工そのものが比較的安易なものです。それだけにどうも手抜きもある。それから既設の設備をどう改良するかというあたりに、これは消費者の側から言えば金の問題がある。それから工事者の場合から言つと、一応やっておいたのだからいいんじゃないかということであつたことが、思ひます。大きな災害につ

ながつておることは、これはもうこの場所でもいろいろ御指摘があったとおりであります。そういうことから考えますと、全部に義務づけるということになりますと、どうも日本の習慣としては法律によりざるを得ないわけなんです。したがってこういう法律を出した。監督者の資格を得るためにも、比較的安易なカリキュラム、まさに同じことじゃないかということでありまして、そういうことによつて、工事施工者のこれからの工事、それから自分がかつてした既設の工事、これに十分責任を持たせる、特に監督者として責任感を旺盛に持つてもらおうという上から言うならば、これは比較的簡易にして、しかも安全確保のためには非常に役に立つものではないかというふうに思っております。したがって、つじつま合わせで法案を出したなどというものは絶対ありませんので、そのあたりは御了解をいただきたいと思ひます。

○後藤委員 それではもう一つ大臣にお伺いをしておきたいと思うのですが、ガス消費機器を設置をする、そういう工事をやっている人々は、説明を聞きますと、水道工事店からタイル屋さんから、昔の薪炭業者というのですか、そういうところもやっているということですが、やはり商売をやられている方々は信用にかかわる問題です。ですから、実態はそうであらうとしないといふ私は思ふのです。ただ、給排気設備等に欠陥があるとすれば、行政府の、あるいはガス関係者の啓蒙不足だと私は思ふのです。こういう消費機器を置く場合には、当然密室の場合にはこういう給排気設備をしなればいけませんよ、あるいは長期に不在になる場合には鳥が巣をつくるかわからぬから、そのときにはよく点検をしておきなさいよとか、さらには雪国では雪で給排気設備が壊れるかわからぬからよく注意しなさいよとか、このぐらいの容量ではこのぐらいの設備が必要ですよ、そのことが欠けているのじゃないですか。私は、そんなでたらめをする業者というのは、少しはやっている業者もあるかもしれないけれども、大部分は信用にかかわるのですからやらないと思う。そのことによつてお客にもし災害でも起こつたら、先ほど岡田委員の方から賠償の問題というか、補償の問題が出ておりましたけれども、そのことは別としても、商売をやっている人というのは大変ですよ。ですから、買つてきて据えつけをしているだけ、それに対する啓蒙なり指導なりということですが、私は行政としては怠慢じゃないかと思うのです。そのことをたな上げをしてはいませんか。後でまたずっとその問題について触れてみたいと思ひますけれども、そういう規格なり指導なり啓蒙なりをしておれば、銭がないからそんなところは手を抜いてくれ、消費者がこういう要望をして、いやこれじゃ大変ですよ、酸欠を起こしますよ、こう言いますよ。むしろそういうところが私は問題じゃないかと思うのです。大臣、その点についてのお答えをいただきたい。

○江崎国務大臣 私、おっしゃる点は全く同感です。したがって、従来ともガス業者は啓蒙もしておる、責任も持つておる、それからまた事故が起これば、これは自分の今後の経営の問題にも関係する、これはそのとおりだと思ひます。しかし、そう言いながら、それではなぜ事故が起これるか。これは使用者の不注意にもよりましよう。しかし、設備の不備によるこの事故も相当件数あるということ、この法律によつて全国的に監督者の自覚をもうひとつ高める措置をとった。そのためには、一カ月、二カ月という長期の研修を受けるわけではなくて、安易なカリキュラム、まさにそれはいま御質問でおっしゃいますように、強い一つの啓蒙でもあり、またその規則化であり、責任感を喚起するための措置である、こういうことも言えると思ひます。

○後藤委員 あと答弁は結構ですから、ちよつと私の考えを申し上げます。私は逆さまでと思つてゐるのです。つまり、そういうガスの取り扱いというものは、販売業者にしてもあるいは所管官庁である通産省あるいは都道府県、自治体、こういうところも、ガスというものはこういう性格を持つて、こうですよということを日常的にPRをしておくといいことが欠けているから、いま大臣も言われましたように、工事の欠陥による災害も起つてゐる。私は災害が起つていないと言つてゐるわけじゃないのです。つまり、その前段にやるべきことを怠つてはいませんか。そのことを忘れて、監督者を置けばよいとしている物の考え方、問題がありはしないかということを私は申し上げてみたわけです。

そこで、公益事業部長の方に御質問を申し上げてみたいのですが、行管から五十一一年に勧告が出されているのです。それからさらに調査会なり審議会から五十二年にも相次いで答申が出されている。その趣旨に基づいて、これまで一体どういう行政指導をなされたのですか。

○豊島(格)政府委員 行管から出されております勧告の中には、ガス使用上の安全に関する指導監督の問題あるいはガス用機器の規制に関する問題等々がございしますが、ガス使用上の安全に関する指導監督の問題につきましては、周知、調査義務の履行につきましまして、ガス事業者に対して通達を出し、行政指導をいたしております。それから、ガス用機器に対する規制につきましては、消費者がケアレスミスステークによつて事故を起こさないように、そういうことまで含めました技術基準の改正を現在行つておりますし、あるいは検定の対象となる品目、現在六品目ございしますが、これをさらに七品目追加する等の政令の改正を急いでおるところでございます。

なお、ガスの設備工事が不良であるといふことが、欠陥があるということに對しましては、五十二年に調査を行ひまして、その後この法律の準備に取りかかつてきたところでございます。

○後藤委員 そういう答申なり勧告なりに基づいてなすべき行政指導というものが十分に行われてないように実は私は思ふのです。法律をつくる方にえらい熱を入れていたのではないだろうかと思ふのです。

そこで伺ひをしたいのですが、そういう勧告なり答申なりというもので、どうしても新しい法律をつくつていかなければならないというようにお考えになったのだと思ふのですが、現行のガス事業法あるいは液化石油ガス法、これでガス消費機器の設置の欠陥というものはやはり捕捉できないのでしょうか。

○豊島(格)政府委員 現在のガス事業法におきましては、ガス事業者に対して調査義務というのが課せられておまして、ガス事業者は一定のサイクルで消費者の家へ立ち入つて調査をいたしております。そのときに、ガスの消費機器につきましても欠陥がある場合にはとるべき措置、こういうふうには直したかどうか、そういう措置についてあるいはそういう措置をとらないかどうかということが起これるかということについて、消費者に通知いたしますか、改善を勧告するというのができることになつております。ところが、このような現在の法律上のためでございまして、すでに設置されたものについて通産省で定めている技術基準に適合しない、いわゆる欠陥があるということがわかるわけではございまして、しかも工事をやる前には何も規制はない、工事をすてすでにでき上がつてしまつてからこの消費機器の工事はおかしいということをやつていくわけではございまして、いづれにしても、それは経費もかかりまして、事後の消費者も改善をすることが、費用の関係もありましてなかなか十分進まないというのが現実でございします。もちろん通産大臣から改善命令も出せることになつておりますから、それはそれだけの相当強い住民に対する力となるということで、必ずしも現在の段階ではそこまで発動することはなかなか困難だということで、協力要請程度のことをやつておるわけです。いづれにしましても、設置されたものは、事後的な措置ではなかなかその実効が保てないということが今度の法律を出すことにしたゆえんでございます。

○後藤委員 私は、この両法案とも大変よくできていると思うのです。これは原田審議官にもちよつとお伺いしてみたいのですけれども、いまと同じようなことでしょうか。都道府県知事の勧告のところでございましょう。欠陥改善というものは、通知をし、それから改善すべきことを命じ、さらに基準適合命令まで出せるようにきちんとなつてくるわけですから、私はいま部長が言われましたように、抑えつけてということではなしに、事は命にかかわるわけですから、命にかかわる問題に対して私は行政の指導というものが、あるいは法の運用というものに熱心ではないからではないか。ただ頭でそう考えているだけで、たとえば調査の立ち入りを拒否された件数というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○豊島(格)政府委員 ただいま御質問にありました立ち入りで拒否された件数といいますか、会社によって相当違いますが、東京瓦斯の場合〇・三〇ぐらいというふう聞いております。

なお先生御指摘の、そもそも現行法に基づく行政をちゃんとやっていないという御指摘があります。また、またそういうお考えもあるかと思ひますが、消費者の立場に立ってみますと、つくるときに何も規制がなく、できちゃってからあとで悪いくことが悪いと言われても困る、そういう消費者の心情というものは当然だとわれわれも思ひまして、できるときからちゃんとしたもののが据えつけられるようにすること、そういうことができるようにすることが非常に望ましいのではないかと、このように考えております。

○後藤委員 確かに今後の問題はその点があるだろうと思うのです。しかし、それは部長、頭の中で考えているんじゃないですか。頭の中で、つまり何だせつかく私のかい性でつくったんだ、そのときは何も言わぬで、これからこの設備をしろあの設備をしろというようなことは聞けるかというのではないかというところを、皆さん方が頭でお考えじゃないですか。私は何回も申し上げておりますように、事は命にかかわる問題なんです。し

かもここにもるる説明されておりますように、アルミサッシ等が普及をしていく、あるいはそういうガス消費機器が容量が大きくなっていく。当然変わってくるので、そうすると、あなたのときは確かにすき間風がたびしあつて通気が完全だったでしようけれども、サッシにされたらこれは大変ですよ。酸欠起こしますよ。やはりこれには通気孔をつくらなければいけませんよというようなことを説得していけば、いやおれの命はおれが責任を持つたのだからおまえらの世話を受けぬということはないと私は思ふ。先ほども拒否されたのは〇・三〇というのでしよう。そういうような状況なのに、まさに鶏を割くに牛刀をもつてするやうな、大上段にこういう法律をつくって、さあといつて法律をつくつたらおしまいみたいなことにとどうもなりやせぬかと思うから、大臣私は申し上げておるのです。この二つの法律の運用でどうしてもだめだというなら、私はこの中に、LPの方では何士かできましたね。だからそういうものをこの法改正の中に入れた方がいいと思ひます。いまのはどうも実態に当たらないで、頭の中だけで物を考えているのではないかと、頭の私には思ふのです。実際にそういうことに遭つた事例というものはたくさんあるのですか。

○豊島(格)政府委員 先生頭の中で考えておるのではないかと、このことでは、現実にはガス会社が調査をいたしまして、その結果工事に不備があるというのを指摘してなかなか改善されないという例が非常にたくさんあるわけでございまして、百三十四万件というのは一応の推定でございしますが、かなりの部分につきましてはガス会社の通知にもかかわらずやっていない。そのために、その機器の上に、これは危ないからかえた方がいいのであるというのを張つたり、いろいろしているのがあるわけでございまして、決して頭の中だけではないということでございます。

なお先生御指摘の拒否された例、これは別に改善しないということではなくて、自分のところにはおれのうちだから入つては困るとかあるいは何かかん理屈をつけて、立ち入りといひますか、調査そのものを拒んでいふこととでございまして、数字的には関係のないものでございします。念のために申し上げておきます。

○後藤委員 今度の法律で、百三十四万件のやうな欠陥を持つておる給排気設備、これはどのやうに改善をされていくのですか。

それからもう一つ、これからこの百三十四万件というものは、大体何年ぐらいで通産省が考えているやうな欠陥のない設備に変わっていくんでしようか。どのぐらいいの見通しを立てていらっしゃるのですか。

○豊島(格)政府委員 本法におきましては、既設のものにつきましては特に規制をいたしませんので、特別な関係はないと思ひますが、やはり安全性のためから、当然のこととしてガス事業者を通じて調査の際あるいは冬季の特別巡回の際等に改善方を申し入れるといひますか、そういうことはいままで以上に十分やうに指導していきたいと思います。それでございまして、したがって、どのぐらいいの年数でこれが解決されるかということにつきましては、一応消費者の意識高揚ということに依存するところもあるわけでございしますが、ただ、この法律でも、いわゆる変更のときはやはり監督者のもとで工事をやらなくちゃいけない、こういうやうなことになるやうにしまして、改造あるいは修理するときは当然監督を受けてやらなくちゃいけないわけでございします。したがって、ガスのふろがまその他の耐用年数は七年ぐらいでございまして、実際はもう少し、十年ぐらいい使うかと思ひますが、現在相当古いものもあるわけでございしますが、その辺の耐用年数が切れるところで、そういう消費者の意識の高まりに、事実上この法律の適用によつて改善されるということも同時に期待されるわけでございします。

○後藤委員 そうすると、百三十四万件は、いろいろ御説明がございましたが、耐用年数が切れるのを待つて、新設の場合には監督者の監督のもとに工事が行われるわけだから、それまで待つて

いうことになるんじゃないかと思うのですが、給排気設備が原因でガス事故を起こしているという割合は、五十二年までは何が出ていたやうですけれども、五十二年はまだ出てないのですか。出てなければこれまでの例で結構ですが、大体どの程度の比率になっておりますか。ガス事故の割合の中で特に給排気設備のミス、設備欠陥による事故。

○豊島(格)政府委員 五十二年の数字で申しますと、百三十五件というのが事故の総数でございします。その中で十五件というのが給排気設備の不備によるものでございまして、大体一割強になるのではないかと思ひます。

なお、五十一年度につきましては、百六十七件のうちの二十六件ということで、もう少し比率が高いと思ひます。

○後藤委員 だから、私はこの法律は大変つかみどころがなく、混乱している法律じゃないかと思ひます。一つは、いま言われましたやうに二割ない。一割強ぐらいいある御説明があつた給排気設備の事故によるわけですね。それを対象にしよう。それからもう一つは、先ほども御説明がありました。百三十四万件という調査結果、これは前後するやうだが、これはこの法律の対象外である、耐用年数が終わるころまで待つて、自然になくなっていくだろう、新しいのをつくる場合には監督者の監督のもとに工事が行われるから万々問題はないだろう。さらに、その監督者はこれから二年六月かけてゆつくりとひとつ対応策、講習をやつてまいります。全くのんびりした法律だと私は思ひます、それから説明の焦点が全くぼけていふと思ひます。部長、いかがでしようか。

○豊島(格)政府委員 ただいま先生非常にゆつくりした考え方ではないかということとでございします。事故のうち一割強と申しますが、大部分は使用者の不注意というところとでございまして、これは啓蒙その他を一生懸命やるわけでございしますが、なかなか私どもだけの力ではできない問題でございします。ところが工事のミスといひますか、欠陥

につきましては、これはある程度法的規制をすることによって目標が達せられるわけでございすし、わずか一割から二割の間ということでございすますが、実は先ほど来先生も引用しておられますように、百三十四万といういわゆる爆弾を抱えておるわけでございまして、これがもちろん消費者の自覚の高揚によって改善されることを一方では期待する、現行法のたてまえで減らしていくということでございますが、やはり新しくできておるものをそのままにしておいたのではなかなか解決がつかないわけでございすから、この点につきましては、まず新しくできるものから押さえていく、それから古いものを改造させるものについてこれを押さえていく、適正なものにしていく、さらに現行法でできるだけの運用で、さらにいま欠陥のあるものを直していく、こういうことですべてを総合していまの危険な状態、これはたまたまいま一割か二割ぐらいのものでございす、これはいつ何とき大きな事故になるかわからない、そういういわば危険性をはらんでおるのですから、現行法、新しい法律を通じまして、あらゆる手をやっていくということがどうしても必要じゃないかと思ひます。

も、それほど効果が上がるのが遅いということでは決してない。法律上の義務はやはり先ほど申しましたような関連でいたした、若干の猶予期間を設けた、こういうことでございまして、そういうことを総合しますと、先生がおっしゃるよりはうんと実効が上がる方向で進められる、このように期待しております。

それから二年六カ月の猶予期間というもののについての御批判、御指摘があるわけでございす、この点につきましては、私どもとしては、法律的な義務としては、やはり現在そういう仕事をしておる方々で必要な方は資格を取ってもらう、そういうしないと、實際上現在従事している方の仕事を奪うことになるわけでありますから、そういう点で猶予期間を設けたわけでございす。しかし、二年六カ月の間手をこまねいてこの実行を待っておるといふことは決してございせん、で、けさほどの御質問に対してもお答え申し上げたわけでございす、講習をできるだけ早く実施して、それによって資格を得た監督者というものを、工事をやる人に早く使つてやるようにということ、一方では行政指導として十分やっていくつもりでございすので、その点につきまして

〇後藤委員 私、やはり啓蒙宣伝の不足ということに特に指摘をしたいわけですが。大体消費者行政とかあるいはPR、啓蒙宣伝というものは大変しんどい、めんどろなことでございす、どうしても行政としては逃げたがるんじゃないかと思つてゐるのです。まして事故発生予備軍を大量に抱えて、先ほど部長言われたそういう爆弾を抱えたままこの法律は発足するわけでしょう。それに対して私は、これは大臣に申し上げたいのですが、省エネルギーでも大臣先頭に立つてハッパをかけたおられるわけですが。百三十四万の欠陥であるといふことが明らかであるのに、これからつくっていくところに対しては大変手厚くこの法律でやっていくこととする、いつ爆発するかかわらぬといふものに対してはじつとしておるのですか。いや、啓蒙もします、説得もしていきま、紙も張りました。私はもっとそこに熱意があつていいと思ひます。あしたにでも百三十四万を自治体から何から、消防から警察から全部動員して一つ一つやっていくというくらい熱意の方が、法律をつくるよりも行政として大切じゃないかといふことを私は申し上げたいのです。このことが忘れられてはいはしないかといふことなんですね。この法律の一番大きな欠陥はそこにあるんじゃないか、私はこう思つてゐるのです。機器メーカーとか業界とか、検査協会とか、あるいは保安センターとか都道府県とか自治体、たくさんあるじゃないですか。こういうところが、あなたの機器は大丈夫ですかと毎日毎日これをPRしていく。そして、それぞれの法律に基づいて調査に入ることができ、その調査に入れかわり立ちかわり入つていく。そうすれば、事は命にかかわりますと、その

金についてはそれぞれまた、きのうの答弁の中でもその設備についていろいろのことを考えていつてみたい。新設の場合にはその費用は自己負担でしよう。そのくらいの熱意と行政指導がなければ、監督者を幾らつくつたつて同じことじゃないですか。新しいものはこれで発足できるだろうと私は思ふ。ですから、私が最初申し上げましたように、二つの法律があるじゃないか、この法律の運用を強化していく、もしその運用に足らざるころがあれば、その改正をしていけばいいのじゃないだろうか。監督者法というものを大上段に振りかぶつて、それでガス事故が全部終わるみたいな物の考え方というものが間違つてゐる——私は間違つてゐるということをおし上げるんじゃない、どうも安易過ぎはしないだろうか。大変お忙しい、通産行政でやらなければならぬことはいっぱいあるのに、こういうものに時間をかけていくなんというものはまことにもったいないと私は思ふのですが、部長、いかがでしょう。——それでは大臣。

〇江崎国務大臣 従来の、欠陥があると思惟されるもの、そういったものについては啓蒙運動をやつていまして、ガス会社も当然検針のたびに物言ひをつけたらいいと思ひます。そして、その対策については、きのうの御質問にもお答えいたしましたように、自己資金でこれは対策しなければならぬわけですが、国民金融公庫とか、御提案が融資をするような方法を講ずるとか、御提案が融資をしたので、私はそれはよく内部で検討いたしましたし、とお答えしたわけであります。やり方はあると思ひます。ですから、いま後藤さんが指摘される点については、今後の問題としてぜひ十分適切な対処をして、現実的に不安のないように解消の方途を講じたいと思ひます。

それから、今後の問題については、先ほど来申し上げておりますように工事業者としてもそんなに大きな負担があるわけではありせん。したがつて、これが一つの啓蒙でもあり、安全確保のためのも一つの指針でもあるというふうに御理解いただきたいと思ひます。

〇後藤委員 最後に一点。

二年六カ月の問題が同僚議員の皆さん方から御指摘になつてゐるわけですが、十万人ばかりだといふ御説明がありました。私たちの選挙区は百三十ばかりある。仮にこれを二倍して、二百六十ですけれども、計算しやすいように二百五十にして十割を割つていきましたと、一カ所四百人ぐらゐです。そのカリキュラムの内容というのは法規関係とか設備機器関係だと思ひます。まだあるかわかりません。そうすると、講師というのは二、三人ぐらゐで、あるいはもう少し要るのかもわかりませんが、済むのじゃないだろうか。そしてまた、この業者は先ほど申し上げましたように信用にかかわる問題で、あなたが工事したものは欠陥だつたとなつたらえらいことですからね。だから、こういう大変基礎的な講習を受ける熱意は大変強いだろうと思ひます。そういういたしますと、どこに一体そんなに時間がかかるのかといふことで私は疑問に思ふ。一カ所四百人程度、もう少しふやしたとしても大した人数じゃないと思ひます。十割といふと大きいですが、その個所を確保することによって、そこで講義をする人々、人しか専門家がいないというなら別です。一人か二人しか専門家がいないというなら別です。けれども、こういう基礎的な、初歩的なことなら、講師、講習なんて簡単だろうと思ひます。こういう人であるのじゃないだろうか。これは、何日ですましてしまふといふことではなく、一斉にさあつとやつてしまふばいと思ひます。それでなければ、先ほど岡田議員に部長が御説明の中で申しておられましたけれども、講習を徐々にしていく、早く講習を受けた者は監督者になつて、後から受けた者は行政のおくれで、これから受ける者はその工事に監督者になれないといふことは、同じ業者に対して、法律によつて、行政によつて不利益を与えるのじゃないですか。ですから、できるならばこのことも、先ほどの百三十四万の欠陥に対しても一

午後零時四十七分休憩

齊に、ひとつ大臣に大号令をかけてもらいたいと思うのですけれども、同時に、この監督者を仮に必要だとすれば、それは一斉にやりなさいということをお願いしたい。そのための人数というのはそれほどではないのじゃないだろうか。

それからもう一つは、こういう講習の費用というのに対して、これは講習者の費用負担を含めて一体どのくらいかかるかお聞きしたいと思うのですが、そのぐらいの費用があるなら、むしろPRの方にもっと予算をつけていくべきじゃないかということをお聞きしたいわけ

○豊島(格)政府委員 先生御指摘の、講習について早くやれという点につきましては、私も同感でございます。私も少しは、少なくとも一斉にできるかどうかというところは、少くくとして、講習をする側の立場で二年六月かかるというように決まってしまうように、講習をする側としてみればもっと早く実施できる体制で進みたいと思っております。ただ、延ばしましたのは、講習を受けられる側におきまして、従来の資格もなくて工事が実施されておられるところ、新しい義務を課するわけでございますから、その立場も考えまして一応余裕を十分とったというところでございます。私も非常に手抜きをして努力しないために二年六月が要る、こういう趣旨でないことを御了解いただきたいと思

それから講習の費用についてでございますが、これにつきましては、一応他の二日ぐらいの講習の例にならなければ、なるべく講習者の負担のかわらない範囲で、講習受講料といえますか、そういうものを取ってやるつもりでございます。特別にこのために国の予算を計上しておるわけではございません。

○後藤委員 終わります。

○野中委員長代理 午後一時四十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十六分開議
○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田口一男君。
○田口委員 この法案についてはもう相当細かいところまで質疑がなされておりますので、私は、ダブることを極力避けながら、三点ほどに止めてお聞きをしたいと思っております。

まず第一は、やや事務的な問題なのですが、いただいた資料によりますと、ガスの事故の分類として、第一に消費者の不注意によるもの、第二番目にガス用品等の不良によるもの、第三番目に給排気設備の不備によるもの、このように分けておられるのですが、一番最後の給排気設備の不備によるものについては、昭和五十二年の数字だけを取り上げてみますと二十四件、割合にして三割、全体から見ると少ないわけですね。だからどうこうというわけではないのですが、消費者の不注意によるものとガス用品等の不良によるもの、器具の不良によるものとは、事故の割合で一体どの程度あるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○豊島(格)政府委員 都市ガスにおきます事故件数の内訳を厳密に見ますと、昭和五十二年におきましては、先生御指摘のように全体で百三十五件でございますが、そのうち、消費者の使用上の不注意によるものが九十三件、これは大体六九%、七割弱でございます。それから給排気設備の不備等によるものが十五件、大体一%、その他二十七件、二〇%でございます。消費者のミスによるものが多くございます。それから、消費機器の不備といえますが、不良によるものはこの中にはございません。最近では消費機器の不良によるものは都市ガスの場合はなくなっております。こういうふうに見えるかと思っております。

者の不注意によるものが、圧倒的とは言えないにしても相当多いわけですね。

そこで、実はこの法案が出てからいろいろと話をしておるのですが、こういう場合になったら業者が責任を追及されるのではないかと。というのは、消費者の不注意とそれから給排気設備の工事のミス、この二つがダブって、どちらに原因があるかわからないけれども、複合事故が起きた場合、えてして業者が責任を問われるのではないかと。それでその責任の追及の仕方なんですけれども、亡くなったとかどうとかという場合は別ですが、器具が壊れたとか、おまえさんの工事が悪いからこうなったんだと言って、自分のことをたんに上げてやられるのではないかと心配があるのです。

二、三の業者から私に話があるのです。それはわからぬだろうなと私も笑って済ましているのですけれども、こういう場合に、この法律ができることによって、業者の責任というのほどどこまで問われるのか。

○豊島(格)政府委員 この法律で規制いたしておりますのは、工事をやる場合に、資格を持った監督者を使って、その監督のもとに工事をやらせろということが一つ、今度入りますガス事業法の四十条の四によりまして、通産大臣の定める技術基準に適合している工事をやるということでございます。したがっていまして事故が起こったときに、複合事故ということでございますが、その原因はよくわからない場合もあるかと思いますが、いざににしても、特定工事事業者といいたしましては、技術基準を遵守しておる限りでは問題はない。この法律との関係ないしはガス事業法との関係では、技術基準を守っていれば特別問題はない。ただ、工事がいい悪いという問題になります。顧客と供給者の関係といえますが、工事業者の関係で民事的にいろいろと問題が起る場合もあり得るかと思っております。その場合は、両方に過失があれば、過失相殺ということもありましようし、あるいは主たる原因がどちらかと、両当事者間で争われることになると思いますが、法律上は

先ほど申したようなことでございます。

○田口委員 これは、処罰をするとかどうか目的じゃないのですが、消費者の不注意なり器具の故障などを未然に防止するための措置として、現行の法律では、ガス事業法の四十条の二、それから液化石油ガス法の三十六条、この条文で事故の防止ができる、読んだ限りではですね。

そこで私はお聞きしたいのですが、LPガスの場合には器具の取りかえがありますね。いわゆるプロパンガス。この場合には、器具の取りかえの際に販売業者が行って、平たい言葉で言えば、お宅の器具はどうですかと言って点検することは可能である。ですから、LPガスを一般個人が消費をする場合には、販売業者の注意によって比較的事故は未然に防止できる。ところが一番問題は、最近の団地なんかの例を見ると、集中供給をしているのです。そうすると、アパート、団地などの場合にはただ容器をかえるだけで、一軒一軒の点検はほとんど不可能です。これはブライバシーとかどうかの問題ではなくて、共働きの世帯が多い。そして、プロパン業者は、ただ単に容器にガスが入っているかどうか調べて詰めかえるだけです。器具の点検をやるということは全く不可能であります。そういう点について、行政指導としてはどこまで入れるのか、これが一つ。

それからもう一つ、これは一般家庭からちよいと文句を聞くのですが、都市ガスの場合に検針は委託ですね。委託業者です。したがって、ガス器具がどうだこうだということについての知識は持ち合わせていない。そして、料金については自動払い。都市ガスの場合には、消費者とガス事業者との間には現実には何のつながりもないわけですね。そういう場合に、ガス事業法の四十条の二項によって調査点検をするということが果たして可能なのかどうか、こういう面について考えるところがあるのじゃないか。その点どうでしょう。

○豊島(格)政府委員 ガス事業の場合におきましては、ガス事業法によりまして、定期的に点検調査をすることを義務づけておりまして、これは三

年に一回だと思いますが、そういうことによりまして、別に集金とかあるいは検針のときという以外に、そういう場を通じて最低義務づけしております。さらにそのほかにも、冬季の需要期のときには特別巡回ということもいたしております。そのほか、マスメディア等を通じて、ガスの使用法その他についても、PRといいますが注意をいたしておりますので、先生のおっしゃるように、検針の都度どうこうということではございませんが、一応いま申し上げたようなことで十分やっておりますとわれわれは考えております。

○田口委員 ちよと私、歯を抜いたものですか、発言がなんです、こういう趣旨なんです。

私の住んでおる津市の例を申しますと、四〇％は都市ガス、六〇％はプロパンです。プロパンの場合に、さっきのことを繰り返しますけれども、一般的にはガス販売業者が一月に一回か二月に一回容器の取りかえに来る。わかりますね。その際にお宅のガス器具はどうですかと点検ができるわけですね。ところが、アパート、団地などのように集中供給ということをやっておる場合には、単に業者はその容器の取りかえだけで、一軒一軒消費者のガス器具の点検ということは事実上不可能です。そういう場合に、単にここに書いてあるような三十六条だけで律せられるのかどうか、これが一つ。

それから、一番問題は、約四〇％の都市ガスの場合に、料金は自動払い、検針は委託、そこでガス会社の専門家は、何か事故が起これなければ来ない、こういう状態があるわけですね。この意味わかりますか。そういうところはどうか行政指導をすればいいのか、このところを聞いておるわけですか。

○原田政府委員 まず集合住宅でございますが、集合住宅の場合に、先生の御指摘のとおり、あのボンベは別棟のところにごいますから、ボンベが各戸ごとになっていないことはおっしゃる

のとおりでございます。ただ、御案内のとおり、LPガス法三十六条に基づきます調査義務というのは、各戸の場合であらうと集合住宅の場合であらうと、同じように調査をさせるということにしております。確かに一戸ごとの場合には、ボンベをかえる都度一戸ごとに戻りますから、その辺の調査のしやすさという点はあるいはあるかもしれませんが、両方とも抜かりがないようにやるように言っております。特に、昨年のLPガス法の改正に関連いたしまして、現在LPガスにつきましましては、この調査義務の一環でございますが、総点検ということをやっております。この調査義務をより丁寧に、何と申しますか、広範囲な義務の内容、調査の自身をより密度の高いものというところで徹底的な調査をやっておりますので、集合の場合と個々の場合とで実質的な差はない、また、ないうに運営しているということでございます。

なお、これは調査の関係とはちよと違いますが、集合住宅の場合には、特に集合住宅用の標識、これは消費者へのPRということになるわけでございますけれども、集合住宅の場合に特に注意すべき事項につきまして、消費者の各家庭ごとに標識を張ってもらっておる、そういう指導も実施しているところでございます。

○田口委員 次に、販売会社とかそういう業者がアフターサービスをする場合に大変問題があるわけですね。これはガス器具に限らずに、電気製品などについても皆さんお聞きでしょうが、アフターサービスをやってくれと言いたいやみを言うというのです。そのいやみの自身は、部品があるかもしれません、もうこれは大分古いですなあといいことで、新しく買いかえろと言わんばかりのアフターサービス、そういう点についても、これはこの法案の趣旨ではありませぬけれども、やっぱり必要になってくるんじゃないか。その点だけ注文として言っておきます。

最後に、これは大臣にお聞きしたいのですが、安全管理については第一義的には消費者自身に責

任がある、これはもちろんだと思います。ところが、さっき私が二度にわたってお聞きしましたように、ガス事業者の安全管理というところについて、どうも省力化、合理化が先に進んでしまつて、調査をしたり点検をしたりする技術者が次第に少なくなつてきておる、こういう傾向がありますので、本法案が成立することを契機にして、ガス事業者のこういった点の総点検といふか、人員の配置、それがどうなつておるか一週見直しをみる必要があるんじゃないか。金を払うのは自動化、銀行、郵便局にそのまま払い込む、検針は委託である、ガス事業者と消費者との間の結びつきが一つもない、そういう傾向が強まつておるのですから、本法が成立することを契機として、そういう人員の配置がどうなつておるか、その辺を一遍総点検をしてみる必要があるんじゃないか、この点、一遍大臣の事故防止の総合的な立場に立つての御見解を承りたい。

○江崎国務大臣 欠陥があると思われるものについては、ガス会社自身が検針のときに見てみるということはそうむずかしい話じゃありません。これは行政指導で十分できるように思います。先ほど後藤さんにもお答えしたわけですが、もし事故がありそうなのというふうな推定される個所については点検をしてみる、そしてこれをどう修理するか、器具に不備があるという場合ならば、これはきのう玉城さんにもお答えしたように、わずかなことなら自己資金で賄つただけでいいし、どうしても自己資金もないという場合には、安全確保が第一ですから、国民金融公庫から金を出す方が一体あるのかないのか、そのあたりは通産省がいまこですぐお約束するわけにもまいりませんが、私は、検針に値する御質問だと思つて十分検討しますというふうにお答えしたわけでありまして、このあたりは問題解決のための検討課題として、今後十分協議してみたいと考えております。

○田口委員 次に、第三者被害救済対策ということで、俗に言うもらい事故ですね。そのもらい事

故に対する基本的な考え方を一遍聞きたいのです。

午前中、岡田委員の御質問にお答えがありましたけれども、大臣が言われたようにいろいろな場合が想定されますね。町を歩いておつて上から、こういう例もあるでしょう。その場合に発生源が明らかでない場合には、責任の所在は明らかでなくから追及できると私は思う。他の例をいろいろと調べてみますと、たとえば、列車、電車が走つておつてそこに自動車やバイクが走つて、また人が飛び込んでくる、それによって列車、電車に何らかのことが起こつた場合には、飛び込んだ人に対して損害賠償請求をするらしいですね。

そこで、このガス事故の場合に、私は第二、三話をしたのですが、二つしかないじゃないかと言ふのです。災難と思つてあきらめるのか、もう一つは昔から言われるように族親族に責任を追及するの。第三者救済制度というものは、私は頭ではわかるのですが、一般地域で話をすると災難としてあきらめるよりしやうがないじゃないか。それじゃ浮かばれぬわけですから、族親族にその責めを追及するというふうな考え方はいまだき無理ですね。そうなつてくるとやられ損。たまたま隣り合わせだから損をしたんだ、こういうことで災難としてあきらめようということになつてしまふのじゃないか。午前中の質疑のやりとりを伺つておりましたけれども、どうも第三者救済制度、それがあつて責任の所在をいまいにしてしまふことにもなりはしないか。そういう点で、私はまだまとまりつかぬのですが、災難としてあきらめてしまふにはかわいそうだし、族親族追及すべしという意見はわかるけれども、これは実態に沿わないし、第三者でそれを救済するというところになると責任の所在がいまいになつてしまふ。いま検討されておる概要は一体どういふものなのか、もう一遍お聞かせいただきたいと思ひます。

○豊島（格）政府委員 ただいま御質問の件については、午前中もお答えしたわけでございますが、

ガスの事故があつて第三者が被害を受ける場合には三つぐらいある。一つはガス会社に責任がある場合、これは問題がないわけでごさいます。それから原因が不明な場合と、いま御指摘の点は第三の点でございまして、責任者がはっきりして、自殺したりガスの使用が不注意であつたり、その結果ガス事故を起こして第三者に被害を与える、このときは消費者といひますか、その起こした原因者自身が損害賠償に当たるといふのが本来の筋でございまして。しかし、往々にして死んでしまつたりあるいはそれだけの損害を賠償する資産がないといふことが多々あるわけでごさいます。これをほつておいていかうかというものが従来からの問題点でございまして、これにつきましては、昨年の十月からLPにつきましては第三者被害のための救済の基金を設けまして、その基金から、基金の果実をもつて見舞い金を出すといふことで、いわゆるLPガス事業者の自主的な負担で、損害をある程度、補てんといひまされんが償つてゐるというのが現状でございまして。

この考え方は、御趣旨のとおりそれだけ危険なものを買つておるわけですから、ある程度の社会的責任をそういうかっこうでガス事業者自身が果たしてゐるということでごさいます。都市ガスにつきましてはこういう制度は従来なくて、それぞれの会社がみずからの考えである程度のお見舞いを出しておるわけですが、やはり制度化すべきではないかといふことで、LPの場合と同じように基金制度を設けて、近く発足させることになつております。しかし、それでは十分でないんじゃないかといふ議論もありますし、先生御指摘のように、責任をあいまいにするという問題があるわけですから。ガス事業者以外の者の不注意ないし故意によつて損害を与えてゐるものを、全部事業者が損害までかぶるということには問題がありますので、見舞い金でございまして、しかしそれでは結果的には十分でない。この辺のことを解決する方法としては、やはり保険制度といふものが一つ考えられるわけでごさいます。考え方はやっぱ

り原因者が本来負担すべきものであるということでごさいます。しかし原因者である消費者にその保険を強制するのではなかなかうまくいかないといふことになりまして、これはたとえばガス事業者がかわつて保険を掛けておく、料金の中からその保険料は徴収しておくといふのも一つの考え方でごさいます。この点につきましては、やはり先生の御指摘のようないろいろな問題がありまして、まだ結論は出ておりませんが、目下そういうことができないかどうかといふことで、今後の問題としては鋭意業界に検討をさしておるところでごさいます。

○田口委員 これはむずかしい問題だと思つてすけれども、こういう考えはどうでしょう。

自動車の場合には、自賠責、いろいろなありますね、保険の考えに。ですから、安全を売るといふ考え方になつた場合に、ガス器具販売業者が品物に保険料を転嫁をするということになりますと、値段が上がるわけですから、その辺の考え方はむずかしいと思つてゐるのですが、ガス器具そのものは本来的に危険と隣り合せの品物なんだ。したがつて、瞬間湯沸かし器であるとかあるいはここに書いてあるような特定のガス器具の場合に、自動車保険と同じような、そういう考え方が導入できないか。そうすれば、自分の失敗によつての事故であるとか、さつき言つたような隣りの自殺、それに巻き込まれた場合であるとか、いろいろ査定の問題があると思うのですけれども、自動車保険に例をとつたようなガス保険といひますか、そういうことがこの中に援用できないかどうか。そうすれば、消費者自身もある程度安心だろうし、これはほんの思ひつきのような考えですが、いかがでしょう。

○豊島(格)政府委員 自動車事故とガス事故との関係から見ますと、先生も御承知のように、自動車事故に比べてわりと少ないわけでごさいます。しかし、物事の本質につきましては同じような点もございまして、法律をつくりまして、いわゆる自賠責みたいなものをつくるのも一つの考え方

ございまして、そこまでやるのか、あるいはガス会社が消費者にかゝつて保険を掛けるということをやつた方が実効が上がるのか、その辺のところは今後研究の課題になるかと思ひます。

○田口委員 それから、これは最後なんです。午前中の質問にも再三出ておりましたからあえて余り深くは言ひませんが、この法案が発表されて、一番どうなるだろうかと云つて相談を持ちかけてくるのは中小零細業者のガス器具販売業者ですね。これの資料の何ページでしたか、その辺の心配のないことが書いてあるのですが、どう言つても、人命尊重、安全確保といふ名前のもとにわれわれ零細業者が締め出されるのではないのか、こういう危惧が一番先に來るのです。そして私は、人命尊重のために試験を通過してもらわなければだめですよ、こういう話はしておるのですけれども、どうも米屋のおっさん、薪屋のおっさん、いろいろな業者がありますから、冗談まじりに、試験受けたら何とか頼みますわといふふうな話までくるのですけれども、これは別として、そういう不安といふものは私は確かにあると思つて、これをもう少し政府の方としては積極的にPRをして、PRをしてもし過ぎることはないと思つて、これをPRする。この辺の考え方はどうなんですか。一片の法律だけで、あと試験を受けなさい、受からなかつたらだめですよ、これでは営業との関係も出てきますから。一番心配するのはここなんですね。この心配をどう払拭していくのか、その点だけひとつ。

○江崎國務大臣 やはり安全第一ということを実くためには、まあこの程度の講習制度は、これはどうもやむを得ぬと思つてゐます。しかも、いま御心配になるような業者の負担も、二日間です。それから、二年六カ月のゆとりを持って受講しようといふわけですから、まあ比較的安易なものです。しかも、安易といふだけではないに、これはやはり従来一つの技術を持つておる人が監督者になるための心得、それから責任感、こういったものを十分自己確認してもらふ意味も含まれてお

るわけでありまして、直ちにこれが営業の妨げになつたり、そのことによつて大變な営業上の差別を受けるというようなことは、現実的には私は皆無と言つていいと思ひます。まあ皆無はちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、ほとんどないといふふうに言へると思ひます。

したがつて、期間が長いということ、講習の期間はまたこれきわめて短いことなどなど考えあわせまして、まあ妥協なところではないか。むしろいさかき過ぎるぐらいの講習期間でありまして、そうかといつて、内容については、心得のある人が聞いてくれることですから、ある程度の信頼を置いて、二日間ということにしておるわけでありまして。御心配の点はないようにわれわれも心がけていきたいと思ひます。

○田口委員 それで安心をしたのですが、もう一つこういう心配をしておるわけですが、

仮に講習を受けて、百人が百人通ることではないですね、試験ですから。心配すれば切りがないのですが、試験が受からなかつた場合に、売場と工事監督をする場合と別になる。そうすると、販売までだめになるのじゃないかという危惧があるのです。その点の危惧です。最悪の場合を言ひますと、試験を受けたら受からなかつた。そうすると、うちでは器具を売る、据えつけは別の業者がやる、体系はこういうふうになつてしまふでしょう。そうすると、器具の販売までできなくなるのじゃないかといふ心配なんですね。これはあんまり心配なかしれませんが、その辺のところまで実はこの監督者の試験について心配が多いわけですね。いま大臣のお話で一応安心はしたのですが、試験が受からなかつたらもう商売そのものもできなくなるのではないかといふ取り越し苦労もある。その辺に対する、それは別ですといふことを最後に大臣からお聞かせをいただいて終りたいと思つたのですが、どうでしょう。

○江崎國務大臣 いま実務担当者とも話をしたところですが、これは一種の講習ですから、まじめに聞いておつただけばまあほとんどの人がよく

わかる。これは、もとよりやる気がなくて、朝から晩まで寝てばかりおられては困りますわね。そうでない限りは、もう心得のある人に十分自己責任を持ってもらい、工事の重大性を認識してもらおうという意味ですから、そういうことが理解できれば、この受請は終了していただくことができれば、こういうふうにも部長も申しておりますし、私ももう認識をしておるわけでありまして、余りここで、いやそれはだれでも自由でございまして、なんということはあるものではないとありますが、まじめにやっていたら、もとより経験者が監督者たる資格を得ることですから、当然理解されるものというふうに御了解を願いたいと思ひます。

○田口委員 それでは終わります。
○橋口委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○橋口委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案について採決いたします。

○橋口委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 第八十四回国会内閣提出、エネルギーの使用の合理化に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。原田昇左右君。

○原田昇左委員 エネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして、特に、現在のエネルギー事情にかんがみまして、エネルギーの安定確保ということが非常に重要であると言われながら、エネルギーの使用の合理化に関する法律案がいま提出されておるわけですが、この法律案はむしろ遅きに失しておるのではないかと、うら、私は危機意識を持っておるわけですが、エネルギー情勢並びに今後のエネルギー政策について、それと、この法律との関連づけという観点から御質問をさせていただきます。

〔委員長退席、渡邊恒雄委員長代理着席〕
まず、この法律が意図しております領域といえますか。全体のエネルギーの節約、いわゆる省エネルギー政策におきましてどういう位置を占めるか、どの程度の範囲を対象にしておるか、その辺について伺いたいと思ひます。

○天谷政府委員 お答え申し上げます。
石油危機以前におきましては、日本は世界でも最も恵まれたエネルギー事情、すなわち石油が一番安い値段で日本に大量に入ってくるということと、きわめて恵まれた事情にあったわけでありましたが、石油危機を契機といたしまして、今度は全く立場が逆転いたしました。日本が世界で一番高い石油を買わなければならないというふうな事態に陥つたわけでございます。しかも、日本はエネルギーのうち、輸入石油に依存する率が世界でずば抜けて高い。他方、その輸出先であるところの中東の政治情勢がきわめて不安定になってきておるというところでございまして、日本といたしましては、中東石油に対する依存度をできるだけ減らすということがエネルギー政策の根幹になっておるわけでございます。中東依存を減らすために

は、中東以外の石油をふやすとか、代替エネルギーの開発をするとかということが非常に重要でございますが、同時に、エネルギーを節約するということも大変重要な政策でございます。たとえば五割の石油消費の節約ができれば、日本国内で千五百万キロリッターの油田を見つけたのと同じ効果があるわけでございますので、無資源国と言われている日本といたしましては、ぜひともこの省エネルギーをしっかりとやらなければならないと思っております。

ところで、日本の省エネルギーの実績でございますが、振り返ってみますと、日本の産業界は省エネルギーには従来とも非常に努力をいたしてまいりましたので、その実績は世界で一番エネルギー使用の合理化を達成していると言つてよろしいかと存じます。一例を申し上げますと、鉄鋼の高炉におけるコークス比は世界でずば抜けていい数字でございますし、あるいは自動車の燃費も日本の自動車が一番よろしい。あるいは産業界におけるエネルギー原単位の推移を見ますと、石油危機以後五十二年までの四年間に九割近くこれが改善されておる等々、非常に成績はいいわけでございます。この最大の理由は、民間企業が必死の合理化努力をしたということにあると思ひます。

が、それに加えて、政府の方でも、熱管理法の実施だとかあるいは税制、金融を通じますところのいろいろな省エネルギー投資の促進措置であるとか、そういう政府の政策も、民間の合理化努力を刺激するために非常に有効であったというふうなことでございまして。

今後ますます省エネルギーの必要性ということが高まっております。昭和六十年を目標とする暫定見通しによりますと、昭和六十年におきまして省エネルギー率一〇・八%、石油換算にして八千万キロリッターくらいを目指しているわけでございますので、この達成というのは必ずしも容易ではないと思ひますけれども、この省エネルギー法の実施と、それから民間の一面の努力、これで官民一体となりましてこの政策を推

進していくことによりまして、所期の効果を上げたいというふうに考えております。

○原田(昇)委員 いまの御説明でおおよその位置づけはわかるわけですが、省エネルギー政策の体系としまして、産業部門、民生部門、輸送部門、その他、こういうふうに分けた場合に、この法律の扱っている領域というのは、工場におけるエネルギーの使用の合理化とか、あるいは建築部門における合理化とか、あるいはエネルギー機器の合理化、こういったようなことになるのだらうと思ひますが、それが全体の省エネルギー体系の中でどの程度の効果、何割ぐらいの効果を持っておる分野であるかということについて、もう少し詳しく伺いたいと思ひます。

○天谷政府委員 部門別に正確な計算はしておりませんが、輸送部門、住宅部門、それから機器部門等、いずれも一〇%前後、輸送部門等は二〇%を大分超すところを期待をいたしておりますが、合計いたしまして一〇・八%程度ということでございます。

日本の場合には、御承知のとおり産業構造の中で、産業部門のウエイトが非常に大きゅうございまして、本当の家計部門というのは大体二〇%程度でございますから、この省エネルギー法の体系におきましても、工場、それから輸送機器、こういうものの合理化による効果がやはりウエイトとしては非常に大きくなると思ひますが、他方、この住宅関係につきましては、従来どちらかというと省エネルギーの努力が不足していた分野でございまして、ウエイトとしてはそれほど大きくはございませんけれども、やる余地はたくさん残つておるというふうな考えられますので、こういう分野でも従来以上の実績を上げたいというふうに考えております。

○原田(昇)委員 省エネルギーの目標として、六十年までに一〇・八%というようにお伺いしたのですが、その場合、各産業部門の節約並びに民生部門の節約というものを集計して一〇・八%ということになるのだらうと思ひますが、産業構造の

だけ稼働率が落ちるのか、それから実際にどれだけ石油がそのために要するであろうかということ、定量的に申し上げることは現段階では困難でございます。

○原田(昇)委員　そこで、定量的には非常にむずかしいにしても、いままでどおりの対策でいいのか、つまりほかの対策をさらに追加しなければならぬのかどうかということをお伺いしたいわけですが、たとえばサマータイム導入とか週休二日制の問題とかあるいはテレビの視聴時間に制限をかけるとか、もう少し国民運動を強力に展開するとか、こういったことについてどういうふうにお考えになつてゐるのか。

それから同時に、この五％節約対策というのは、予想需要に対して五％というように私どもも理解しておりますが、そうすると、各国ともその辺をかなり厳格にやってもらわないと、世界の石油供給の問題ですから、日本だけが走っても、ほかがゆるふんですとフランスがとれない、こういうことになるわけで、特に大消費国であるアメリカとか、そういった諸国の状況等についても伺えれば幸いでございます。

○江崎国務大臣　週休二日制、それからサマータイムは、実行すれば省エネルギーには大きく貢献するといふふうに考えております。したがって五％の節約は、これはイランの情勢をめぐって需給情勢が逼迫したということに端を発するわけですが、本来無資源国の日本ですから、今後石油については五％節約を将来とも常識にするくらいの気構えで、強く対処していくことが必要だと私思ふのです。

サマータイムについては、これは啓蒙的效果は大きい、実際の消費量についてはさまで大きくはない。週休二日制ということになれば、これは相当な効果を発揮し得るというふうに見通しております。したがって、この週休二日制の問題は、省エネルギー・省資源対策推進会議でも、今後実行できる情勢を目的として十分検討していこう、こういうことで検討を続けておるわけでありま

す。この問題は、ただ省エネルギーだけで解決できる問題じゃございません。労働問題その他、いろいろ各方面に影響するところが大きいのでございますから、まだ正式に決定には至りませんが、私個人の立場から言うならば、これは本当にぜひ実行したいものだ。しかもサミットを控へまして、日本を除く、集まってくる六カ国は全部週休二日制をとっております。それからまたECの代表も参加するわけですが、EC諸国においてもほとんどが実行しておるといふ点から申しまして、これはできるだけ実現したいといふふうにお考えしておりますが、目下調整中というのが現状でございます。

それから、日本だけが節約の効果を上げて、他の石油消費国が節約をしなれば結局だめではないか、お説のとおりだと思います。そのためにIEAの機関が理事クラスの会合を開いたり、あるいは事務クラスの打合せを開いたり、また五月の下旬には閣僚級の会議を開く。これは各国とも節約には積極的であります。したがって、わが国としてもぜひ歩調を合わせて所期の目的を達成したいといふふうに考えます。

○原田(昇)委員　この五％の節約対策とこの法案との関係になるのですけれども、五％というのは、当面全般について五％を節約していくという要請から出てきておると思うのですけれども、この法案で考えている使用の合理化というのは、この五％の関連でどういうふうに位置づけられるのですか。

○江崎国務大臣　御質問にありますように、五％節約といふものは当面火急の対策で、ただ私はさつき、それを将来にも持ち越したいという願望を申したわけでありまして、イランの政情不安から来る減産体制にどう対応するか、それは五％節約である、こういうわけですね。

それから、いま御審議をいただいております法案は、産業、民生、輸送の各エネルギーの消費分野ごとにそれぞれ省エネルギー設備の投資、建設物の断熱構造化であるとか、機器の改良等によ

るエネルギーの使用効率の向上、こういったことをひつくるめて、将来にかけて恒常的にこれを推進しようとしておるのがこの法律案であります。だから、臨時的な措置、永久的な法律案、こういうふうに一口に言えば言い切れるというふうに考えます。

○原田(昇)委員　大臣、いまのお話で、長期的な措置であるということについて全く同感でございますが、ただ法律の法域というのは一定の分野に限られておるわけで、さらにほかの分野まで含めた長期的な措置については、現在のような国民運動だけではいけるものかどうか、もう少しさらに立ち入って法的規制を加える必要があるかどうか、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○江崎国務大臣　まず本法を徹底し、国民の中に敷衍的に広めること、これが第一義だと思います。そして、次の対策はどうするか。それは、追ってその徹底の過程において、必要に応じてケース・バイ・ケースでまた対策するということは当然あり得ると思ひますが、当面この法律で対処をしたいといふふうに考えます。

○原田(昇)委員　この法律で、事業者が設備投資をしつたりいろいろなことをやることになるわけでございますが、そういったときの資金の手当てについてどういうふうにお考えになつてゐるか、説明していただきたいと思ひます。

○天谷政府委員　中小企業につきましては中小企業金融公庫、一般の企業につきましては開銀融資といふことを考えております。

○原田(昇)委員　いや、開銀と中小企業金融公庫なら、それは普通の企業の投資でもそういう特典は受けられるわけですが、税制上の特別償却とかあるいは特別な助成とか、あるいは住宅関係につきましては住宅公庫の融資の特例とか、そういった点を配慮する必要があるかと思ひますが、その点はどうですか。

○天谷政府委員　先ほどの御答弁、不十分でございましたが、まず税制につきましては、国税で省

エネルギー設備の特別償却といふのを考えております。それから地方税では、固定資産税の軽減といたことが行われることになっております。それから財投関係で、先ほど申し上げましたように、開発銀行、中小企業金融公庫、これはいずれも通利でございますけれども、省エネルギー化に配慮いたしまして、既存住宅の場合、それから新設住宅の場合、いずれも金融公庫の融資上の便宜を考えております。

○原田(昇)委員　ソーラーハウスについて、税制上の特別措置を設けてほしいという要望があるわけですが、これについていままでいろいろ議論はあったと思うのですが、特典がまだ与えられていないようです。この点はどういう経緯になつておるのですか。

○石坂政府委員　お答え申し上げます。

昭和五十三年度から省エネルギー設備の一環として、ソーラーシステムを税制上特別償却の対象とするというのを決めております。本年度からはさらに固定資産税の課税標準の特例の対象にするということになって、一層普及促進を図りたいということになっております。

○原田(昇)委員　いまの固定資産税の課税上の特別措置といふのはよくわからないのですが、どういうことになつてゐますか。

○石坂政府委員　ちよつと言葉が足りなかったのでございますが、事業用ということで、税制上の特別償却の対象としたしましては……

○原田(昇)委員　いや、特別償却じゃないんだ。聞いてゐるのはソーラーハウスの個人住宅の固定資産税の減免です。

○石坂政府委員　それについてはまだ議論が進んでおりません。煮詰まつておりません。

○原田(昇)委員　それはなぜされていないかと聞いてゐるんだ。

○天谷政府委員　個人用のソーラーハウスにつきましては、まだ開発途上といひますが、日が浅うございまして、それほど普及している段階でもご

ざいせんので、今後とも財政当局とよく相談をいたしまして、どういふ税制が望ましいか検討を続けたいと思っております。

○原田(昇)委員 ぜひ検討をして、ひとつ早急に結論を出していただきたいと思います。

それから次に、総合エネルギー調査会から出ました報告書を拝見したのですが、需給見通しについて一案出ております。これの昭和六十年度の数字を拝見いたしますと、非常に苦心してお出しなされたと思いますが、現在のような石油情勢で考えまして、輸入石油の所要量が四億三千万キロというところになっております。さらにその前提として、原子力は三千三百万キロというところになっておるわけですが、果たしてこのいう前提でエネルギーの需給見通しがいけるかどうかという点について、私は大変疑問視せざるを得ない。残念ながらちよつと不可能ではないか、こういう感さえておられます。

そこで、その点について一連通産省はどういう検討をされ、どういふように思っておられるか、どういふ対策を考えておられるか等について伺いたい。

○天谷政府委員 非常にむずかしい問題でございますけれども、この六十年代四億三千万キロリットル程度に石油及び石油製品の輸入量を抑えるという、これは大目標でございますが、この四億三千万キロの中にはLPGが二千万トン含まれております。これは石油に換算いたしますと大体倍でございますから四千万キロリットル相当、そういうことでございますので、原油の輸入量にいたしますとこれは大体三億八千万ぐらいというふうに見てよろしいかと思っております。

それで、三億八千万キロリットル程度の確保が一体可能であるかどうかという問題でございますけれども、この辺の見通しは非常にむずかしいわけですが、だれも確信を持ては言えないわけでございますが、たとえば一九七七年一月に作成いたしましたOEC Dの見通し、これによりますと、ケースがいろいろ分けてございますが、一

九八五年、昭和六十年におきまして、OEC D全体の輸入量を二千四百万ないし二千五百万バレル、そのうち日本の輸入量を七百万と見ておるわけですが、これは対策促進ケースと言われているもので、七百万と見ておる。それから標準型ということになりますと、八百数十万バレルというふうに見ているわけでございます。したがって、国際的な場において、日本の輸入はその程度ならば、少なくとも消費国サイドにおいては許容し得るというような感じがあるというところでございます。

しかしそれは一九七七年一月のことでありまして、それからその後イラン危機もありましたし、大分情勢が変わつておるではないか、したがって、全体としてこの数字を書き直す必要があるのではないかとこの御議論はもちろんなるかと存じますけれども、これは、作成元のOEC Dにおいてまた作業をするというなら、それはそれですべきことであると思ひますけれども、いま日本にいたしましてこの数字を特に変えなければならぬという差し迫つた、そして十分な根拠というものもないのではなからうか。いまのところわれわれはいたしましては、需要面におきましては大体六分程度の成長が続くもの、それに相当の節約をやつてそして四億三千万キロリットル程度のものでしようとしても必要だ。それを入手するために全力を挙げるとかあるいは中国であるとか、そういう新しい産油国とのアプローチを図るとか、石油開発も一生懸命やるとか、その他LNGの開発もやつていく。これは、原子力の方は予定よりおくれがみでございまして、逆にLNGの方は予定よりかなり早く進む見通しでございます。それから石炭等も、そこに書いてあるより一生懸命やればもっといけるのではないかとこのことでございまして、中東石油だけではなくて、全体のエネルギーということ考えますと、まあ何とかやつていけるのではないだろうかというふうな感じでおるわけでございます。

○原田(昇)委員 私はあえて危機を誇大に言うつもりはないのですけれども、最近アメリカの上院外交委員会でもやられた報告等を見まして、千四百バレルなんという数字はともむずかしい、かなり低目に押さえないければいかぬというふうな情勢が報告されておるようでございまして、さらに、ほかに転換するといつてもすでにこれは昭和五十四年ですからあと六年、なかなかそう簡単にはいかない。そうなつてくると、結局代替エネルギーの開発促進ということはどうしてもスピードアップ、強力な政策を展開して促進していかなるを得ないということだと思ふのです。特に原子力の問題は、われわれがいま技術的に可能である一番大きな供給源になるわけでありまして、アメリカのスリーマイル島の事故で相当これが誇大に宣伝されて、非常に建設にブレーキがかかるということでは大変だと思ふのです。もちろん安全性については国が最大限の努力を払つて確保していかなければならぬわけで、それをやると同時に、原子力発電というものの推進についてなお一層強力な手段を講じなければいかぬという気がするのですが、どうでしょう。

○江崎國務大臣 お説のとおりだと思います。したがって、やはり今後石油の供給というものは相当長期間にわたつて逼迫するのじゃないか。アメリカの場合は、日本と違ひまして三倍半も消費しております。したがって一層声も大きくするわけですが、そうかといつて、われわれはまたアメリカのように埋蔵量一つないわけですから、先ほど長官が申しましたように、新たに中国原油であるとかメキシコ原油であるとか、そういう供給先の多角化を求めることはもちろん必要であります。それがさて中国の場合でも来年から間に合うという性質のものでもありません。しかし、現在でも多少は入つてきておりますから、増量することはそう不可能ではない。やはり努力をしていかなければならぬと思ひます。

それからアメリカのスリーマイルアイランドのあの発電所の事故というものは、やはり日本ばかりでなくて、世界に与えた影響は大変大きなものがあると思ひます。ごく初歩的なミスというふうなわれわれも理解はいたしておりますが、これがそれぞれの民族に与えた心理的影響というものは非常に大きなものがあります。したがって、カーター大統領も言つておられますように、今後の安全性を確保していくためには、やはり原因を的確に究明し、その事態を全部国民の前に示して、十分了解を得ることが何よりも先決だといふふうに思ひます。そして安全であるということがこの上でも確認され、大丈夫な上に大丈夫をとつておるといふことがわかれれば、これはまた政治的によく理解を求めたり、説得を粘り強く展開するということも決して不可能ではありませぬので、この過ちを、災いを転じて福となすといふような政治展開がやはり今後求められておると思ひます。口で言うことは簡単ですが、現実の処理を的確にいたしまして、しかも真相を国民に発表して過ちなきを期するようにして、石油代替エネルギーとしての原子力発電というものは、今後ともできるだけ国民的協力のもとに推進をするということを進めていきたいと思ひます。

○原田(昇)委員 通産大臣の御答弁、本日にそのとおりだと思ふのです。ぜひそういう線で強力に進めていただきたいと存じます。

そこで、その原子力以外に、石油代替エネルギーとして石炭とか地熱の活用とかいろいろあると思うのですが、まず石炭、地熱の活用についてどういふように考えているか、伺わしていただきたいと思ひます。

○天谷政府委員 石炭につきましては、日本が持つておる非常に数少ない資源でございますから、ぜひともこれを活用していかなければならないと思ひます。ただ、日本の石炭は賦存状況その他が余りよくありませんから、どうしてもコストが高つくまゝです。現在の二千万トン体制をさらに増産するということはむずかしいのじゃないかと思ひますけれども、二千万トン体制を維持してい

あつた。その結果、昭和五十四年四月二十五日、第一類第九号、商工委員会議録第十一号、一八、のページに、天谷政府委員の答弁が掲載されている。この答弁は、石炭の賦存状況やコストの高さ、増産の難しさなどについて、現状の二千万トン体制を維持する必要があると述べている。また、原子力発電の推進についても、安全性の確保と国民的協力の重要性を強調している。原田委員の質問に対して、江崎大臣は、石油供給の逼迫と多角化の必要性を述べ、原子力の推進についても、安全性の確保と国民的協力の重要性を強調している。天谷委員の答弁は、石炭の賦存状況やコストの高さ、増産の難しさなどについて、現状の二千万トン体制を維持する必要があると述べている。また、原子力発電の推進についても、安全性の確保と国民的協力の重要性を強調している。

くということが重要ではなからうかと思ひます。他方、今度 I E A におきまして、石油火力を原則禁止というふうになるだらうというふうに言われているわけですが、石油火力を原則禁止すれば当然石炭火力、原子力発電をふやさなければならぬ、あるいは L N G 火力をふやさなければならぬ、こういうことになります。石炭火力に關しましては、国内炭だけではもちろんとていふ不十分でございますから、海外一般炭の輸入による石炭火力の拡充ということを、今後これは熱心に進めていかなければならない。昭和六十年にはおおよそ六百万トン、六十五年に四千万トンぐらいの一般炭を使いまして石炭火力をやつていこうというふうに考えている次第でございます。

それからまた石炭の利用につきましては、さらに中長期的に見ますと、石炭のガス化、液化の技術を開発することが重要であらうと思つております。ガス化、液化を實行いたしますと、いろいろなデメリット、すなわち輸送上の難点であるとか公害問題等を、一挙にとは言わぬまでも、相当程度解決できますので、これを一生懸命進めなければならぬと思つております。もし将来石油価格が相当程度上がるといふことであります、この石炭液化というものが急速に実用性を帯びてくるというふうに出ておりますので、現在工業技術院におきまして石炭液化技術の研究を圖つておられますと、アメリカ、西ドイツと協力いたしまして、國際的な規模でも石炭液化の技術開発をしていきたいと考えておられるわけでございます。

それから、地熱につきましては、これまで純粹に日本の国内にあるエネルギーでございますから、これを活用することはぜひとも必要であると考えておりますが、これは御承知のとおり環境問題がありますし、また技術開発の問題等もございますので、今後特に技術開発には一層力を入れまして、環境庁の御理解も得つつ、昭和六十年代ま

では百万キロ程度の地熱開発ということを目標にして進んでいきたいと考えております。

○原田(昇)委員 石炭液化について日米独の共同でやるという点、まことに結構だと思ふのですが、どの程度ファイジブルであるかについて伺いたい。

それから、地熱については、いまのお話ではちよつと消極的ではないかと私は思ふのです。六十年で百万キロというのは、アメリカがサンフランシスコの郊外で開発したのが、一地点で五十万キロの発電所が地下数メートル掘つて可能になつておる。私見たわけじゃないのですが、もう動いておるという話でございます。よく言うのですが、日本は石油はないけれども、地熱については天は恵みを与えてくれた。この資源のない国で唯一あるのは地熱なので、地下構造を解明してぜひとも地熱のエネルギーを開発していくということは、単に発電ということだけでなく、定住圏構想あるいは地方開発、こういったことにも多目的に利用できるということから考えますと、もっと徹底した調査をやつて、そしてこの開発体制を推進していくことが必要ではないかと思ふのです。この点、いまの長官の答弁では少し消極的だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○江崎(清)大臣 長官は従来の計画を率直に申し上げたわけで、それはお答えとしては正しいと思ふわけですが、ただ、いま原田さんが指摘されるように、やはり地熱利用の問題は、こういう火山列島におるだけに、よその国よりはもっと利用されてしかるべし、何だか地熱の恐怖にいつも脅かされておるばかりが能ではないと考えます。ただ、さつき長官の話にもありましたように、環境庁の問題だとかあるいは公園法の制約だとかいろいろあるわけですね。したがつて、大きな規模が余り期待できないというふうには、私も就任以来説明を受けておるわけですが、これは今後政治の段階で十分話し合ひをしながら解決していくすべもあると思ひますので、原田委員におかれても特に熱意を持ってこの問題を推進しておられますから、政

党段階で各党とも話し合ひをしながら大いに推進していただけることを私希望したいと思ひます。私も十分努力いたします。

○原田(昇)委員 大臣の御答弁をいたしてありましたが、どうございました。私も大いにこれを推進してまいりたいと思つておるわけでございます。

ただ、一言だけ申し上げますと、自然公園の環境破壊の問題は、もちろん知恵を出せば何とかあると思ふのですが、いままではどうも温泉のあるところの延長線上に地熱開発というのが考えられていたからいがあると思ふのです。アメリカの例なんかを見てみましても、必ずしも自然公園でない、温泉の徴候が全然ないところを石油と同じように相当掘れば、マグマの徴候のあるところに当たれば大量の地熱の利用ができるというケースがあると思ふのです。むしろそういうことも含めて地熱開発を考えていかなければならぬのじゃないか、こういうふうな考えをわけでございます。

そこで、先ほど御質問した石炭液化のファイジビリティーの問題ですが、これも御答弁いただきましたのですが、同時に國際協力でエネルギー開発をしようというので、I E A でいろいろなプロジェクトがたくさんありますが、わが国が入つておるのはわずか数件しかないという報告も聞いております。もつともつと多面的に國際協力を推進して、外國の技術も利用する、わが方の技術もお互いに交換して、國際的なエネルギー開発に協力するという姿勢が必要ではないかと思ふのです。その辺はどうなつておるか、伺いたいと思ひます。

○天谷(公)委員 石炭液化のファイジビリティーのうち、日本国内でやつております石炭液化については、工業技術院長の方の所管でございます。アメリカとの間では、一番大規模なのが S R C II と言つておるものでございまして、これは六千トン・パー・デー規模のデモンストレーションプラントをこれからウエストバークシャーに建設いたしますので、それで実用化が可能かどうかということは大規模にテストしてみたい、こういうことでございます。費用が大体七億ドルかかりまし

て、アメリカが半分、日本が二五、ドイツが二五負担してやるということでございます。

このファイジビリティーがどうかと言われますと、それはやつてみなければわからないということになるわけでございますけれども、しかしアメリカがとかく六千トン・パー・デーの大規模プラントに踏み切るということは、それ相應の自信があつてのことでございます。これは日本等であつておるものと、あるいはやろうとしておるものの規模からいいますと、日本はまだ一トンとか十トンとかいう単位でございますが、これに対して六千トンという単位でございますから、これは非常に技術的ファイジビリティーは高いということじゃないかと思つております。

それから、経済的ファイジビリティーはどうかということになりますと、これは石油価格がどう動くかということによるわけでございますが、石油価格が二十数ドルというふうなところまでいきますと、これの経済性も出てくるというふうなふうに聞しておりますけれども、この辺もこれからやつてみなければならぬわからぬ問題ではないかと考えております。

○石坂(清)委員 I E A の研究開発実施協定の参加状況でございますが、二十九協定、四十二プロジェクトございまして、従来そのうち十協定、十七プロジェクトに参画しておつたわけでございますが、今回新たに人工地熱のエネルギーシステム、これは高温岩体をねらつたものでございまして、これに参画することが決定いたしました。なおもう一つ、省エネルギーの立場で新型のヒートポンプシステムの研究開発に参加することに決まりました。合わせまして十二協定、十九プロジェクトということになっております。

○原田(昇)委員 たとえばいまの高温岩体の研究をやる、水を入れて調査をやるというのは、場所はどこでやるのですか。そういうものこそ日本に持つてきて日本でやつたらどうか、こういう気がするのですが、I E A でそういうイニシアチブを日本側がどんどんとれないものでしょうか。

○石坂政府委員 高温岩体の研究につきましては非常にむずかしい点がございます。と申しますのは、地中に深い穴を掘りまして、そこへ急に冷たい水を注入して……(原田(昇)委員「中身はわかっていて、どこでやるのか」と呼ぶ)そういうようなことがございまして、万が一にもそれが一つの刺激になって地震が起こるといふようなことがあってはならないわけでございまして、研究上いろいろ注意を要する点があるかと思ひます。そういう意味におきましては、比較的大規模な地下構造を持った広い圏で実験をしていただくというののも一つの方法であらうという事で、現在アメリカとも話し合つておるといふ段階でございまして、

○原田(昇)委員 いろいろ伺いましたけれども、まだソーラーとかいろいろあるわけでございまして、石油代替エネルギーの研究開発投資を大いに推進しなければいかぬということだけははっきりしておるわけでございまして、このために結局問題になるのは金の問題だと思ふのです。財源調達をどうするか、財源をどう確保するかということであると思ひます。これはわれわれ議員も大いに推進しなければならぬと思ひますが、政府側として、大臣、どういふように今後の調達を考えておられるか。たとえばエネルギー調査会でお出しになった、六兆円の公的投資が必要だということもありませんが、一体どういふように財源調達を考えておられるのですか。

○江崎國務大臣 この問題はいつも議論になるむずかしい問題であります。ただじんぜん日を経る手をこまねいておつてはどうにもならない問題であります。したがって、一般会計ではなかなか賄い切れませんので、この新しいエネルギー開発のために要する財源をどうするか、これは新しい税によるものかどうするか、政府側として、われわれ通産省としても検討しておるところであります。もたらかの措置に出なければならぬと思ひます。もとより受益者負担のたてまえからいって、企業が負担をするということもありましよう。しかし、これにもおのずと限界があります

ので、有効な手段を目下検討しておるといふのが現状であります。速やかにひとつ結論を得たいものだと思ひます。これはぜひ国会側においても、各党においていろいろひとつ御議論をいただきたいというふうに考えます。

○原田(昇)委員 エネルギーの供給構造というものを考えますと、日本は非常に脆弱な立場にあるわけでございまして。今後わが国のエネルギー政策を進めていく上に、先ほど議論いたしました総合エネルギー調査会の見通しというものが一つの基本になるわけですが、これは二年ぐらい前のデータでつくつた。毎年見直して、最近の情勢で、必ずしも最近の情勢でしつかりした案ができるとも限りませんけれども、少なくともこの方向に特に力を入れなければいかぬとか、ここはこういうふうにしていかねばいかぬぞというのを大いに野党の方々にも御協力をいただいで、国会の場でも国民的コンセンサスをつくり上げて推進するということは非常に大事ではないかと思ふのです。こういう点について、これからエネルギー政策を進めていく上はどういふように考えておられるか、大臣の所見をひとつ伺いたいと思ひます。

○江崎國務大臣 まだ成案を申し上げるに至りませんし、もとより私個人の考え方を軽々にここで言ひまして、物議をかもしることになつてもいいかかと思ひますので、もう少ししばらく時間をおかりしたいと思ひます。

○原田(昇)委員 時間でございますので、最後に大臣にお伺ひしたいのですが、エネルギー政策いかにという質問を私がしておるのじゃなくて、エネルギー政策を推進する体制というものをもう少し強力に、日本の一番のアキレス腱なんですから、国会の場でも野党、与党を通じて議論をし、国民のコンセンサスをつくり上げていく、それをバックに進めていくというふうなことでなければならぬのじゃないかと考えておるわけですが、その点についてお伺ひしたいことと、もう一つは、今度サミットが予定されております。通産大

臣、当然エネルギー問題が中心議題の一つになるうと思ひますので、この席に総理を補佐してお出になることと存じますが、その際日本側として、大臣、どういふような御主張をなさるのか、どういふ観点から世界の首脳に対してエネルギー問題を訴えていくのか、この点についてもお伺ひをしたいと思います。

○江崎國務大臣 第一点であります。先ほどか御議論になりますように、石油にかわるエネルギーをどうするか。代替エネルギーとして一番考えられておつたのが原子力です。この原子力が初歩的なミスとはいひながらあつたことになつた。これは国民への心理的影響は非常に大きいのですね。しかし計画は進めなければならぬ。これはさつきお答えを申し上げたとおりであります。同時にLNGあるいは石炭の利用、それからいまあなたが熱意を持って御質問になりました地熱の問題、こういうものももちろん重要であります。将来にわたつてこのエネルギーをどうバランスを持って確保していくか。これは十分熱意を持って今後とも研究を進め、努力をしまひたいというふうに考えております。

その財源が一番問題になるわけで、これもいま御質問にありましたが、これはぜひ各党の御協力を得ながら、一つの成案を得るような方向もいち早く打ち出したいという熱意を持っておるところであります。

それから東京サミットにおいてエネルギーの問題をどう取り上げるか、エネルギー問題のポジションペーパーをわが天谷エネルギー庁長官が書くことになつております。したがって、そのポジションペーパーを中心に二十六日、二十七日、二十八日の三日間、わが国において理事者レベルの協議が行われることにもなつておるわけであります。当面するところは節約問題をどういふふうに現実化するか、それから代替エネルギーをどういふふうにバランスをとりながら促進していくか。特に石炭利用の問題、石炭の液化の問題、これは当面する喫緊事だという認識をいたしております。

そうして新しいエネルギーの研究開発をどうするか。液化は先ほどもお話が出ましたように、わが国、アメリカ、ドイツの間でしきりに研究を進めておるところであります。太陽熱の利用、核融合といったような新たなエネルギー政策についても当然言及されるであらうと思ひます。その開発、研究にわが国がどういふ役割りを果たすかということは、ただ抽象論だけでなしに、具体的に一步を進めて議論をする必要があつたというふうに考えておる次第でございまして。

○原田(昇)委員 大変明敏な通産大臣のもとに、このエネルギー政策が進められるわけでございまして、私も全幅の信頼を持って、その実行を大いに期待をしておるところでございまして。そういう意味から言ひまして、いろいろ御質問申し上げたのでございまして、この法律、まさに非常に重要な法律でございまして、早急にやはり実施に移す必要があると思ひますので、審議を促進していただいで、むしろ速きに失しておるのではないかとこの感じが強いわけでございまして、委員長におかれましても審議を促進していただいで、早く実施する、そして今後のエネルギー政策について大いに与野党で積極的な議論を闘わせまして、国会が大きな推進のバックアップをするということが必要ではないかと思ひわけでございまして。

一言意見を申し上げまして、私の質問を終わる次第でございまして。

○渡部(恒)委員長代理 次回は、来る二十七日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会